

令和5年度経済産業省事業

**令和5年度
国内における温室効果ガス排出削減・吸収量認証制度
の実施委託費
（J-クレジット制度の活性化に向けた活用先拡大
に関する調査）
報告書**

令和6年3月29日

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

目次

1. 事業目的	2
2. CORSIA 適格取得に求められる要求事項に関する調査・分析	3
2.1 Program Design Elements（カーボン・クレジット制度に求められる要件）	3
2.2 Carbon Offset Credit Integrity Assessment Criteria（発行されるカーボン・クレジットに求められる要件）	8
3. CORSIA 適格を取得したカーボン・クレジットに関する調査・分析	17
3.1 Verified Carbon Standard (VCS)	18
3.2 Gold Standard	19
3.3 China GHG Voluntary Emission Reduction Program	21
3.4 二国間クレジット制度(Joint Crediting Mechanism (JCM))	22
3.5 Premium T-VER	24
3.6 The KCCI Carbon Standard (KCS)	26
4. J-クレジット制度の 2022 年申請に関する調査・分析	28
4.1 TAB による評価	28
4.2 2022 年申請の評価	29
5. CORSIA 適格取得に必要な J-クレジット制度の改善案の提示	34
5.1 制度のガバナンス	35
5.2 セーフガードの仕組み	35
5.3 持続可能な開発に係る基準	36
5.4 正味での無害性	36
5.5 二重認証・発行・主張の回避など（相当調整について）	37
5.6 その他	38
6. CORSIA 申請に向けた対応	39
7. J-クレジット制度の 2023 年申請に関する調査・分析	40
7.1 TAB による評価	40
7.2 2023 年申請の評価	41

1. 事業目的

本調査では、J-クレジットの活用先拡大に向けて、J-クレジット制度が CORSIA 適格を取得するために必要な J-クレジット制度の在り方を調査する。

2. CORSIA 適格取得に求められる要求事項に関する調査・分析

CORSIA 適格取得に求められる要求事項を整理した CORSIA Emissions Unit Eligibility Criteria¹（以下適格性要件）では、CORSIA 適格要件を①Program Design Elements（カーボン・クレジット制度に求められる要件）、②Carbon Offset Credit Integrity Assessment Criteria（発行されるカーボン・クレジットに求められる要件）の2パートに分けて説明している。本章では、適格性要件についての調査・分析結果を整理する。また、Technical Advisory Body(TAB)が公表する適格性要件を詳細に解説した Supplementary Information for Assessment of Emissions Unit Programmes²も併せて整理するものとする。

2.1 Program Design Elements（カーボン・クレジット制度に求められる要件）

本項目では、カーボン・クレジット制度に求められる要件について整理する。要件は全部で11要件あり、項目名は表 2-1 の通り。

表 2-1 カーボン・クレジット制度に求められる要件

No	要件
1	Clear Methodologies and Protocols, and their Development Process
2	Scope Considerations
3	Offset Credit Issuance and Retirement Procedures
4	Identification and Tracking
5	Legal Nature and Transfer of Units
6	Validation and Verification procedures
7	Programme Governance
8	Transparency and Public Participation Provisions
9	Safeguards System
10	Sustainable Development Criteria
11	Avoidance of Double Counting, Issuance and Claiming

¹ ICAO:CORSIA Emissions Unit Eligibility Criteria(2019)

https://www.icao.int/environmental-protection/CORSIA/Documents/ICAO_Document_09.pdf

² CORSIA TAB: Programme Application Form, Appendix A Supplementary Information for Assessment of Emissions Unit Programmes（2024年3月閲覧）

https://www.icao.int/environmental-protection/CORSIA/Documents/TAB/TAB2024/Application/Programme_Application_Form_Appendix_A_Supplementary_Information_2024.pdf

(1) Clear Methodologies and Protocols, and their Development Process (方法論や手順、開発プロセスが明確であること)

● Supplementary Information for Assessment of Emissions Unit Programmes

Programmes should have qualification and quantification methodologies and protocols in place and available for use as well as a process for developing further methodologies and protocols. The existing methodologies and protocols as well as the process for developing further methodologies and protocols should be publicly disclosed.

カーボン・クレジット制度は、資格認定と方法論と手順の定量化を整備し、利用可能にするとともに、さらなる方法論と手順を開発するためのプロセスを持つべきである。既存の方法論及び手順、並びに更なる方法論及び手順を開発するためのプロセスは、公表されるべきである。

(2) Scope Considerations (カーボン・クレジット制度の範囲について)

● Supplementary Information for Assessment of Emissions Unit Programmes

Programmes should define and publicly disclose the level at which activities are allowed under the programme (e.g., project based, programme of activities, etc.) as well as the eligibility criteria for each type of offset activity (e.g., which sectors, project types, or geographic locations are covered).

カーボン・クレジット制度は、各タイプのオフセット活動の適格基準（例えば、どのセクター、プロジェクトタイプ、または地理的位置が対象となるか）と同様に、プログラムの下で活動が許可されるレベル（例えば、プロジェクトベース、活動プログラムなど）を定義し、公に開示すべきである。

(3) Offset Credit Issuance and Retirement Procedures (クレジットの発行・無効化手続き)

● Supplementary Information for Assessment of Emissions Unit Programmes

Programmes should have in place procedures for how offset credits are: (a) issued; (b) retired or cancelled; (c) subject to any discounting; and, (d) the length of the crediting period and whether that period is renewable. These procedures should be publicly disclosed.

カーボン・クレジット制度は、以下の手続きを持つべきである。(a)カーボン・クレジットの発行方法、(b)無効化または取消し、(c)割引の対象、および(d)クレジットの有効期間の長さおよびその期間が更新可能かどうか。これらの手続きは、公表されるべきである。

(4) Identification and Tracking (ユニットの識別と追跡)

● Supplementary Information for Assessment of Emissions Unit Programmes

Programmes should have in place procedures that ensure that: (a) units are tracked; (b) units are individually identified through serial numbers; (c) the registry is secure (i.e., robust security provisions are in place); and (d) units have clearly identified owners or holders (e.g., identification requirements of a registry). The programme should also stipulate (e) to which, if any, other registries it is linked; and, (f) whether and which international data exchange standards the registry conforms with. All of the above should be publicly disclosed information.

カーボン・クレジット制度は、以下を確実にする手順を導入すべきである：(a)発行されたカーボン・クレジットが一単位（以降、ユニット）で追跡されていること、(b)ユニットが通し番

号によって個々に識別されていること、(c) 登録簿が安全であること（すなわち、強固なセキュリティ規定が設けられていること）、(d) ユニットの所有者/保有者が明確に識別されていること（例えば、登録簿の識別要件）。制度は同様に、(e)他の登録簿がある場合には、どの登録簿にリンクしているか、(f)登録簿がどの国際データ交換標準に準拠しているかどうか、およびどの国際データ交換標準に準拠しているかを規定すべきである。上記はすべて、公に開示された情報であるべきである。
Registry use: The programme should utilize an electronic registry (or registries) in order to comply with the criterion for emissions unit identification and tracking.
登録簿の利用： ユニットの識別と追跡のための基準に適合するために、制度は電子登録簿を利用すべきである。
Unit identification: The programme registry (or registries) should be capable of transparently identifying emissions units that are deemed ICAO-eligible, in all account types.
ユニットの識別：登録簿は、ICAO 適格とみなされる排出ユニットを、すべての口座タイプにおいて、透明性をもって特定できるものでなければならない。
Unit transfer and tracking: The programme registry (or registries) should facilitate the transfer of unit ownership and/or holding; and transparently identify unit status, including issuance, cancellation, and issuance status (see also paragraph 3.3.5: Identification of units issued ex ante).
ユニットの移転と追跡：登録簿は、ユニットの所有権/保有権の移転を容易にし、発行、取消し、および発行状況を含むユニットの状態を、透明性をもって識別すべきである。
Unique serialization: The programme should have policies ⁴ in place requiring the programme registry (or registries) to assign to each emissions unit a unique serial number; identify units' country and sector of origin, vintage, and original (and, if relevant, revised) project registration date.
ユニークなシリアル化：ユニットの原産地、セクター、ビンテージ、プロジェクト登録日（関連する場合 は、変更日）を特定する。
Registry administrator conflicts of interest: Programmes should avoid administrator conflicts of interest and should have policies in place that prevent programme registry administrators from having financial, commercial or fiduciary conflicts of interest in the governance or provision of registry services. Where such conflicts arise, and are appropriately declared, programmes should have robust procedures in place to address and isolate the conflict.
登録簿管理者の利益相反：登録簿管理者の利害の衝突を回避し、登録簿の管理または提供において、登録簿管理者が金銭的、商業的または受託的な利害の衝突を起こさないような方針を策定すべきである。そのような利害の対立が発生し、適切に申告された場合、カーボン・クレジット制度はその対立に対処し、分離するための強固な手続きを設けるべきである。
Registry account screening: The programme should have provisions in place ensuring the screening of requests for registry accounts; and restricting programme registry (or registries) accounts to registered businesses and individuals.
登録簿口座の審査：登録簿口座の申請を確実に審査し、登録簿口座の登録にあたっては企業又は個人に制限する規定を設けるべきである。
Registry security review: The programme should have provisions in place ensuring the periodic audit or evaluation of registry compliance with security provisions.
登録簿のセキュリティレビュー：カーボン・クレジット制度には、登録簿がセキュリティ規定を遵守していることを定期的に監査または評価することを保証する規定を設けるべきである。

(5) CLegal Nature and Transfer of Units (ユニットの性質)

● Supplementary Information for Assessment of Emissions Unit Programmes

The programme should define and ensure the underlying attributes and property aspects of a unit, and publicly disclose the process by which it does so.

制度は、ユニットの基本的な属性と特性面を定義し、保証し、そのプロセスを公表すべきである。

(6) Validation and Verification procedures (妥当性確認・検証手続き)

● Supplementary Information for Assessment of Emissions Unit Programmes

Programmes should have in place validation and verification standards and procedures, as well as requirements and procedures for the accreditation of validators and verifiers. All of the above-mentioned standards, procedures, and requirements should be publicly disclosed.

制度には、妥当性確認および検証の基準と手順、ならびに審査機関の認定に関する要件と手順を設けるべきである。上記の基準、手順、要件はすべて公表されるべきである。

(7) Program Governance (制度のガバナンス)

● Supplementary Information for Assessment of Emissions Unit Programmes

Programmes should publicly disclose who is responsible for administration of the programme and how decisions are made.

カーボン・クレジット制度は、制度の管理者と決定方法を公表すべきである。

Programme longevity: The programme should demonstrate that it has been continuously governed and operational for at least the last two years; and that it has in place a plan for the long-term administration of multi-decadal programme elements which includes possible responses to the dissolution of the programme in its current form;

制度の寿命：制度は、少なくとも過去2年間は継続的に管理され、運営されていること、また、数十年にわたる制度要素の長期的な管理のための計画があり、その計画には、現在の形での制度解散への可能な対応が含まれていることを示すべきである；

Programme administrator and staff conflicts of interest: Programmes should avoid administrator and staff conflicts of interest and should have policies in place that prevent programme staff, board members, and management from having financial, commercial or fiduciary conflicts of interest in the governance or provision of programme services. Where such conflicts arise, and are appropriately declared, programmes should have procedures in place to address and isolate the conflict.

制度管理者とスタッフの利害の対立：制度のスタッフ、理事会メンバー、経営陣が、プログラム・サービスのガバナンスや提供において、金銭的、商業的、または受託者的な利害の対立を持つことを防止するための方針を設けるべきである。そのような利害の対立が発生し、適切に申告された場合、制度はその対立に対処し、分離するための手続きを設けるべきである。

Liability coverage: If the programme is not directly and currently administered by a public agency, the independent administrator should demonstrate up-to-date professional liability insurance coverage of at least USD\$5M.

賠償責任保険への加入：制度が公的機関によって直接かつ現在管理されていない場合、独立管理者は、少なくとも500万米ドルの最新の専門職業賠償責任保険に加入していることを証明

する必要がある。

(8) Transparency and Public Participation Provisions (透明性と参加規程)

● Supplementary Information for Assessment of Emissions Unit Programmes

Programmes should publicly disclose (a) what information is captured and made available to different stakeholders; and (b) its local stakeholder consultation requirements (if applicable) and (c) its public comments provisions and requirements, and how they are considered (if applicable). Conduct public comment periods and transparently disclose all approved quantification methodologies.

制度は、(a)どのような情報を把握し、様々な利害関係者が利用できるようにするか、(b)地域の利害関係者との協議要件(該当する場合)、(c)パブリックコメントの規定と要件、およびそれらがどのように検討されるか(該当する場合)を、公に開示すべきである。パブリックコメント期間を実施し、承認されたすべての定量化手法を、透明性をもって開示する。

(9) Safeguards System (セーフガード)

● Supplementary Information for Assessment of Emissions Unit Programmes

Programmes should have in place safeguards to address environmental and social risks. These safeguards should be publicly disclosed.

制度は、環境・社会リスクに対処するためのセーフガードを設けるべきである。これらのセーフガードは公表されるべきである。

(10) Sustainable Development Criteria (持続可能な開発)

● Supplementary Information for Assessment of Emissions Unit Programmes

Programmes should publicly disclose the sustainable development criteria used, for example, how this contributes to achieving a country's stated sustainable development priorities, and any provisions for monitoring, reporting and verification.

制度は、使用された持続可能な開発基準、例えば、その国が表明した持続可能な開発の優先事項の達成にどのように貢献するのか、また、モニタリング、報告、検証のためのあらゆる規定を公に開示すべきである。

(11) Avoidance of Double Counting, Issuance and Claiming (二重計上・二重発行・二重主張の禁止)

● Supplementary Information for Assessment of Emissions Unit Programmes

Programmes should provide information on how they address double counting, issuance and claiming in the context of evolving national and international regimes for carbon markets and emissions trading.

制度は、炭素市場や排出権取引に関する国内および国際的な制度が進展する中で、二重計上、発行、主張にどのように対処しているかについての情報を提供すべきである。

2.2 Carbon Offset Credit Integrity Assessment Criteria（発行されるカーボン・クレジットに求められる要件）

本項目では、発行されるカーボン・クレジットに求められる要件について整理する。要件は全部で8要件あり、項目名は表 2-2 の通り。

表 2-2 発行されるカーボン・クレジットに求められる要件

No	要件
1	Carbon offset programs must generate units that represent emissions reductions, avoidance, or removals that are additional
2	Carbon offset credits must be based on a realistic and credible baseline
3	Carbon offset credits must be quantified, monitored, reported, and verified
4	Carbon offset credits must have a clear and transparent chain of custody within the offset programme
5	Permanence
6	A system must have measures in place to assess and mitigate incidences of material leakage
7	Are only counted once towards a mitigation obligation
8	Carbon offset credits must represent emissions reductions, avoidance, or carbon sequestration from projects that do no net harm

(1) Carbon offset programs must generate units that represent emissions reductions, avoidance, or removals that are additional

- Supplementary Information for Assessment of Emissions Unit Programmes

Additionality means that the carbon offset credits represent greenhouse gas emissions reductions or carbon sequestration or removals that exceed any greenhouse gas reduction or removals required by law, regulation, or legally binding mandate, and that exceed any greenhouse gas reductions or removals that would otherwise occur in a conservative, business-as-usual scenario. Eligible offset credit programmes should clearly demonstrate that the programme has procedures in place to assess/test for additionality and that those procedures provide a reasonable assurance that the emissions reductions would not have occurred in the absence of the offset programme. If programmes pre-define certain activities as automatically additional (e.g., through a “positive list” of eligible project types), then they have to provide clear evidence on how the activity was determined to be additional. The criteria for such positive lists should be publicly disclosed and conservative. If programmes do not use positive lists, then project’s additionality and baseline setting should be assessed by an accredited and independent third-party verification entity and reviewed by the programme.

追加性とは、カーボン・クレジットが、法律、規制、または法的拘束力のある義務によって要求される温室効果ガスの削減または除去を上回る温室効果ガスの排出削減または炭素固定もしくは除去を表し、かつ、保守的な通常シナリオ (business-as-usual scenario) において発生するであろう温室効果ガスの削減または除去を上回ることを意味する。制度は、その制度が追加性を評価／テストする手順を備えており、その手順により、制度がなければ排出削減が生じなかったという合理的な保証が得られることを明確に示すべきである。もし制度が特定の活動を自動的に追加的であると事前に定義する場合（例えば、適格なプロジェクトタイプの「ポジティブリスト」を通じて）、その活動がどのように追加的であると判断されたかについて明確な証拠を提示しなければならない。そのようなポジティブリストの基準は、公に開示され、保守的で

あるべきである。プログラムがポジティブリストを使用しない場合、プロジェクトの追加性とベースライン設定は、認定された独立した第三者検証機関によって評価され、プログラムによってレビューされるべきである。

Additionality analyses/tests: The programme should have procedures in place to ensure — and to support activities to analyze and demonstrate — that credited mitigation is additional, on the basis of one or more of the following methods, which can be applied at the project- and/or programme- level : (A) Barrier analysis; (B) Common practice / market penetration analysis; (C) Investment, cost, or other financial analysis; (D) Performance standards / benchmarks; (E) Legal or regulatory additionality analysis as defined in paragraph 3.1.

追加性の分析／テストとしては、(A)障壁分析、(B)コモンプラクティス／市場浸透分析、(C)投資、コスト、その他の財務分析、(D)パフォーマンス基準／ベンチマーク、(E)3.1 項で定義された法的または規制的追加性分析が挙げられる。

Non-traditional or new analyses/tests: If programme procedures provide for the use of method(s) not listed above, the GMTF, or other appropriate technical expert body, should evaluate and make a recommendation regarding the sufficiency of the approach prior to any final determination of the programme’s eligibility.

非伝統的または新しい分析／試験：制度において、上記に記載されていない方法の使用が規定されている場合、プログラムの適格性を最終的に決定する前に、GMTF (Guidance Material Task Force)、または他の適切な 技術専門機関が、その方法の十分性について評価し、勧告を行うべきである。

(2) Carbon offset credits must be based on a realistic and credible baseline

● Supplementary Information for Assessment of Emissions Unit Programmes

Carbon offset credits should be issued against a realistic, defensible, and conservative baseline estimation of emissions. The baseline is the level of emissions that would have occurred assuming a conservative “business as usual” emissions trajectory i.e., emissions without the emissions reduction activity or offset project. Baselines and underlying assumptions must be publicly disclosed.

クレジットは、現実的で、擁護可能で、保守的なベースライン推定排出量に対して発行されるべきである。ベースラインとは、保守的な「通常の事業 (business as usual)」排出の推移、すなわち排出削減活動がない場合の排出を想定した場合の排出レベルである。ベースラインとその基礎となる仮定は、公開されなければならない。

Conservative baseline estimation: The programme should have procedures in place to ensure that methods of developing baselines, including modeling, benchmarking or the use of historical data, use assumptions, methodologies, and values that do not over-estimate mitigation from an activity.

保守的なベースライン推定：モデル化、ベンチマーキング、過去のデータの利用など、ベースラインの策定方法において、活動による緩和を過大評価しないような前提条件、方法論、値を使用することを保証する手順を設けるべきである。

Baseline revision: The programme should have procedures in place for the activities it supports to respond, as appropriate, to changing baseline conditions that were not expected at the time of registration.

ベースラインの改訂：登録時には予想されていなかったベースラインの状況の変化に、排出削減活動が適切に対応できるような手順を備えていること。

(3) Carbon offset credits must be quantified, monitored, reported and verified

- Supplementary Information for Assessment of Emissions Unit Programmes

Emissions reductions should be calculated in a manner that is conservative and transparent. Offset credits should be based on accurate measurements and quantification methods/protocols. Monitoring, measuring, and reporting of both the emissions reduction activity and the actual emissions reduction from the project should, at a minimum, be conducted at specified intervals throughout the duration of the crediting period. Emissions reductions should be measured and verified by an accredited and independent third-party verification entity. Ex-post verification of the project's emissions must be required in advance of issuance of offset credits; Programmes that conduct ex-ante issuance (e.g., issuance of offset units before the emissions reductions and/or carbon sequestration have occurred and been third-party verified) should not be eligible. Transparent measurement and reporting is essential, and units from offsetting programmes/projects eligible in a global MBM should only come from those that require independent, ex-post verification.

排出削減量は、保守的で透明性のある方法で計算されるべきである。クレジットは、正確な測定と定量化の方法／手順に基づくべきである。排出削減活動とプロジェクトによる実際の排出削減量の両方のモニタリング、測定、報告は、少なくとも、クレジット付与期間中、特定の間隔で実施されなければならない。排出削減量の測定と検証は、認定された独立した第三者検証機関が行うべきである。プロジェクトの排出量の事後検証は、クレジットの発行に先立って要求されなければならない。事前発行（例えば、排出削減および／または炭素貯留が発生し、第三者検証を受ける前にオフセット・ユニットを発行すること）を行う制度は、適格とされるべきではない。透明性のある測定と報告が不可欠であり、グローバル MBM（Market-Based Measure）において適格とされるユニットは、独立した事後検証を必要とするものみに由来すべきである。

Validation provisions: The programme should have provisions in place requiring validation, prior to or in tandem with verification, to assess and publicly document the likely result of the mitigation from proposed activities supported by the programme.

検証規定： 制度には、検証の前に、または検証とともに、制度によって支援される活動案の緩和の結果を評価し、公的に文書化するために、検証を要求する規定を設けるべきである。

Auditor conflicts of interest: Programmes should have provisions in place to manage and/or prevent conflicts of interest between accredited third-party(ies) performing the validation and/or verification procedures, and the programme and the activities it supports. The provisions should require such accredited third parties to disclose whether they or any of their family members are dealing in, promoting, or otherwise have a fiduciary relationship with anyone promoting or dealing in, the offset credits being evaluated. The programme should have provisions in place to address and isolate such a conflict should it be identified.

監査の利害の対立： 制度は、妥当性確認および／または検証手順を実施する第三者審査機関と、制度およびそれが支援する活動との間の利害の対立を管理および／または防止するための規定を設けるべきである。そのような規定は、認定を受けた第三者審査機関が、自分自身またはその家族のいずれかが、評価されるクレジットを取引しているか、推進しているか、あるいは、推進している者や取引している者と信認関係にあるかどうかを開示することを義務づけるべきである。制度は、そのような対立が確認された場合に、それに対処し、分離するための規定を備えるべきである。

Re-evaluation of assumptions: The programme should have procedures in place requiring that the renewal of any activity at the end of its crediting period includes a reevaluation of its baselines, and

procedures and assumptions for quantifying, monitoring, and verifying mitigation, including the baseline scenario; the same procedures should apply to activities that wish to undergo verification but have not done so within the programme's allowable number of years between verification events.

前提条件の再評価：同じ手順を、検証を希望するが制度が規定する許容年数内に検証を行っていない活動にも適用されるべきである。

Identification of units issued ex ante: Programmes that support both the ex ante and ex post issuance of emissions units should have procedures in place to transparently identify units which are issued ex ante and thus ineligible for use in the CORSIA.

事前発行されたユニットの識別：ユニットの事前発行と事後発行の両方を支援する制度は、事前発行され、CORSIAでの使用に不適格なユニットを透明性をもって識別する手順を備えるべきである。

(4) Carbon offset credits must have a clear and transparent chain of custody within the offset program

- Supplementary Information for Assessment of Emissions Unit Programmes

Offset credits should be assigned an identification number that can be tracked from when the unit is issued through to its transfer or use (cancellation or retirement) via a registry system(s).

クレジットには識別番号を付与し、登録簿を通じて、発行から譲渡、使用（取消し、または無効化）までの追跡ができるようにすべきである。

(5) Permanence

- Supplementary Information for Assessment of Emissions Unit Programmes

Carbon offset credits must represent emissions reductions, avoidance, or carbon sequestration that are permanent. If there is risk of reductions or removals being reversed, then either (a) such credits are not eligible or (b) mitigation measures are in place to monitor, mitigate, and compensate any material incidence of non-permanence.

クレジットは、永続的な排出削減、回避、または炭素貯留を表すものでなければならない。削減または除去が取り消されるリスクがある場合は、(a)そのようなクレジットは適格でないか、または(b)永続的でないことの重大な発生を監視し、緩和し、補償するための緩和措置が講じられていなければならない。

Risk assessment: The programme should have provisions in place to require and support activities operating within any sectors/activity types that present a potential risk of reversal to undertake a risk assessment that accounts for, inter alia, any potential causes, relative scale, and relative likelihood of reversals.

リスクアセスメント：制度は、特に、逆転の潜在的な原因、相対的な規模、相対的な可能性を考慮したリスクアセスメントを実施するよう、逆転の潜在的なリスクを示すセクター／活動タイプ内で活動する活動を要求し、支援するための規定を設けるべきである。

Reversal risk monitoring and mitigation: The programme should have provisions in place to require and support activities operating within any sectors/activity types that present a potential risk of reversal to (A) monitor identified risks of reversals; and (B) mitigate identified risks of reversals.

逆転リスクのモニタリングと緩和：制度は、(A)特定された逆転のリスクを監視し、(B)特定さ

<p>れた逆転のリスクを軽減するために、逆転の潜在的なリスクを有するセクター／活動タイプ内で活動する活動を要求し、支援するための規定を設けるべきである。</p>
<p>Extent of compensation provisions: The programme should have provisions in place to ensure full compensation for material reversals of mitigation issued as emissions units and used toward offsetting obligations under the CORSIA.</p>
<p>補償規定の範囲：プログラムには、排出ユニットとして発行され、CORSIA のオフセット義務に使用された緩和の実質的な取り崩しに対する完全な補償を確保するための規定を設けるべきである。</p>
<p>Reversal notification and liability: The programme should have provisions in place which confer liability to the activity proponent to monitor, mitigate, and respond to reversals in a manner mandated in programme procedures; require activity proponents, upon being made aware of a material reversal event, to notify the programme within a specified number of days; and confer responsibility to the programme to, upon such notification, ensure and confirm that such reversals are fully compensated in a manner mandated in programme procedures.</p>
<p>逆転の通知と責任：制度は、制度文書で義務付けられた方法で逆転を監視し、緩和し、対応する責任を活動推進者に付与する規定を設けるべきである。また、プロジェクト実施者は、重大な逆転事象を知らされた場合、指定された日数以内に制度に通知することを義務付け、そのような通知があった場合、制度文書で義務付けられた方法で、そのような逆転が完全に補償されることを保証し、確認する責任を制度に付与すべきである。</p>
<p>Replacement unit eligibility: The programme should have the capability to ensure that any emissions units which compensate for the material reversal of mitigation issued as emissions units and used toward offsetting obligations under the CORSIA are fully eligible for use under the CORSIA.</p>
<p>代替ユニットの適格性：制度は、クレジットとして発行され、CORSIA に基づくオフセット義務に使用される、緩和の重大な逆転を補償するクレジットが、CORSIA の下で使用するために完全に適格であることを保証する能力を有するべきである。</p>
<p>Review of compensation measure performance: In the case that ICAO designates the programme as eligible, including activity type(s) supported by the programme which require that a compensation measure is in place, the programme should be willing and able to demonstrate to ICAO that the measure can fully compensate for the reversal of mitigation issued as emissions units and used under the CORSIA as of the date of review.</p>
<p>補償措置の実績のレビュー：ICAO がカーボン・クレジット制度を適格と指定した場合、制度によって支援され、補償措置が実施されていることを必要とする活動タイプを含め、制度は ICAO に対し、その補償措置が、レビュー日現在、クレジットとして発行され、CORSIA の下で使用されている緩和の逆転を完全に補償できることを示す意思と能力を有するべきである。</p>

(6) A system must have measures in place to assess and mitigate incidences of material leakage

● Supplementary Information for Assessment of Emissions Unit Programmes

<p>Offset credits should be generated from projects that do not cause emissions to materially increase elsewhere (this concept is also known as leakage). Offset credit programmes should have an established process for assessing and mitigating leakage of emissions that may result from the implementation of an offset project or programme.</p>
<p>クレジットは、他の場所で排出量を実質的に増加させないプロジェクトから生成されるべきである（この概念は、リーケージとしても知られている）。カーボン・クレジット制度は、プロ</p>

<p>ジェクトまたは制度の実施に起因する排出のリーケージを評価し、緩和するためのプロセスを確立すべきである。</p>
<p>Scope and leakage prevention: Programmes should have provisions in place requiring that activities that pose a risk of leakage when implemented at the project level should be implemented at a national level, or on an interim basis on a subnational level, in order to mitigate the risk of leakage.</p>
<p>範囲とリーケージの防止：漏えいのリスクを軽減するため、プロジェクトレベルで実施された場合に漏えいのリスクとなる活動は、国レベルまたは暫定的に準国レベルで実施されることを義務づける規定を設けるべきである。</p>
<p>Leakage monitoring: The programme should have procedures in place requiring and supporting activities to monitor identified leakage.</p>
<p>リーケージのモニタリング：プログラムには、特定されたリーケージを監視することを要求し、それを支援する活動を実施する手順を設けるべきである。</p>
<p>Leakage compensation: The programme should have procedures in place for the activities it supports to deduct from their accounting emissions from any identified leakage that reduces the mitigation benefits of the activities.</p>
<p>リーケージ補償：排出削減活動で、その活動の緩和効果を減少させるようなリーケージが確認された場合、そのリーケージに起因する排出量を算定から控除する手順を、制度が整備している必要がある。</p>

(7) Are only counted once towards a mitigation obligation

● Supplementary Information for Assessment of Emissions Unit Programmes

<p>Measures must be in place to avoid: (以下を避けるための対策を講じなければならない)</p>
<p>Double issuance (which occurs if more than one unit is issued for the same emissions or emissions reduction).</p>
<p>二重発行（同じ排出削減活動に対して複数のユニットが発行される場合）。</p>
<p>Double use (which occurs when the same issued unit is used twice, for example, if a unit is duplicated in registries).</p>
<p>二重使用（同じ発行単位が二重に使用される場合、例えば登録単位が重複する場合など）。</p>
<p>Double claiming (which occurs if the same emissions reduction is counted twice by both the buyer and the seller (i.e., counted towards the climate change mitigation effort of both an airline and the host country of the emissions reduction activity)). In order to prevent double claiming, eligible programmes should require and demonstrate that host countries of emissions reduction activities agree to account for any offset units issued as a result of those activities such that double claiming does not occur between the airline and the host country of the emissions reduction activity.</p>
<p>二重請求（同じ排出削減量が、買い手と売り手の両方によって二重に算定される場合（すなわち、航空会社と排出削減活動のホスト国の両方の気候変動緩和努力に算入される場合）に発生する）。二重請求を防止するために、制度は、排出削減活動のホスト国が、航空会社と排出削減活動のホスト国との間で二重請求が発生しないように、それらの活動の結果として発行されたユニットの計算に同意することを要求し、実証すべきである。</p>
<p>Double-issuance: The programme should have procedures in place for programme and/or registry administrator monitoring of programme registry(ies) to ensure the transparent transfer of units between registries; and that only one unit is issued for one tonne of mitigation.</p>
<p>二重発行：制度は、登録簿間のユニットの透明性のある移動を確実にするため、制度および/</p>

<p>または登録簿管理者が制度の登録簿を監視する手順を設け、1 トンの緩和に対して 1 ユニットののみが発行されるようにする。</p>
<p>Double-use: The programme should have procedures in place for programme and/or registry administrator monitoring of programme registry(ies) to ensure that one unit is issued or transferred to, or owned or cancelled by, only one entity at any given time.</p>
<p>二重使用： 制度は、1 つのユニットがいかなる時点においても 1 団体のみに発行または移転され、あるいは 1 団体のみによって所有または取消されることを確実にするために、制度および/または登録簿管理者が登録簿を監視するための手順を備えているべきである。</p>
<p>Double-selling: Programmes should have procedures in place to discourage and prohibit the double-selling of units. Double selling occurs when one or more entities sell the same unit more than once.</p>
<p>二重販売： 制度は、ユニットの二重販売を阻止し、禁止する手順を設けるべきである。二重販売とは、1 つまたは複数の事業者が同じユニットを 2 回以上販売することである。</p>
<p>Host country attestation to the avoidance of double-claiming: Only emissions units originating in countries that have attested to their intention to properly account for the use of the units toward offsetting obligations under the CORSIA, as specified in paragraph (and sub-paragraphs of) 3.7.9, should be eligible for use in the CORSIA. The programme should obtain, or require activity proponents to obtain and provide to the programme, written attestation from the host country's national focal point or focal point's designee. 7 The attestation should specify, and describe any steps taken, to prevent mitigation associated with units used by operators under CORSIA from also being claimed toward a host country's national mitigation target(s) / pledge(s). Host country attestations should be obtained and made publicly available prior to the use of units from the host country in the CORSIA.</p>
<p>二重請求の回避に関するホスト国の証明：後述する通り、CORSIA に基づくオフセット義務に対するユニットの使用を適切に説明する意思を証明した国を起源とする排出ユニットのみが、CORSIA での使用に適格であるべきである。制度は、ホスト国の国内担当者または担当者の被指名人から書面による証明書を取得するか、または活動提案者に取得および制度への提供を要求するものとする。証明書は、CORSIA の下で事業者が使用するユニットに関連する緩和が、ホスト国の国別緩和目標／誓約に対しても請求されることを防ぐために取られた措置を明記し、記述するものとする。CORSIA においてホスト国のユニットを使用する前に、ホスト国の証明書を取得し、一般に公開すべきである。</p>
<p>Double-claiming procedures: The programme should have procedures in place requiring that activities take approach(es) described in these sub-paragraphs to prevent double-claiming, which attestations should confirm:</p> <ul style="list-style-type: none"> • Emissions units are created where mitigation is not also counted toward national target(s) / pledge(s) / mitigation contributions / mitigation commitments. • Mitigation from emissions units used by operators under the CORSIA is appropriately accounted for by the host country when claiming achievement of its target(s) / pledges(s) / mitigation contributions / mitigation commitments, in line with the relevant and applicable international provisions. • If programme procedures provide for the use of method(s) to avoid doubleclaiming which are not listed above, the GMTF, or other appropriate technical expert body, should evaluate and make a recommendation regarding the sufficiency of the approach prior to any final determination of the programme's eligibility.
<p>二重請求の手続き： プログラムには、二重申告を防止するために、これらのサブパラグラフに記載された方法をとることを要求する手順が設けられ、その証明書が確認されなければならない：</p>

<ul style="list-style-type: none"> • クレジットは、緩和が国家目標/誓約/緩和貢献/緩和コミットメントにも算入されない場合に作成される。 • CORSIA の下で事業者が使用する排出単位からの緩和は、ホスト国が自国の目標／誓約／緩和貢献／緩和コミットメントの達成を主張する際、関連する適用される国際的な規定に沿って適切に説明される。 • プログラムの手順が、上記に記載されていない二重請求を回避する方法の使用を規定する場合、GMTF (Guidance Material Task Force) または他の適切な技術専門機関は、制度の適格性を最終的に決定する前に、その方法の十分性について評価し、勧告を行うべきである。
<p>Transparent communications: The programme should make publicly available any national government decisions related to accounting for units used in ICAO, including the contents of host country attestations described in paragraph 3.7.8; and update information pertaining to host country attestation as often as necessary to avoid double-claiming.</p>
<p>透明性のあるコミュニケーション： 制度は、前項に記載されている証明書の内容を含め、ICAO で使用される単位の会計処理に関連する国政府の決定を一般に公開し、証明書に関連する情報を、二重請求を回避するために必要な頻度で更新すべきである。</p>
<p>Comparing unit use against national reporting: The programme should have procedures in place to compare countries' accounting for emissions units in national emissions reports against the volumes of eligible units issued by the programme and used under the CORSIA which the host country's national reporting focal point or designee otherwise attested to its intention to not double-claim.</p>
<p>国別報告に対するユニット使用の比較： 制度は、国別排出量報告書における各国の排出量計算を、制度によって発行され、受入国の国別報告担当者または指名された者が二重申告をしない意思を証明した CORSIA の下で使用されるユニットの量と比較する手順を備えるべきである。</p>
<p>Programme reporting on performance: The programme should be prepared to report to ICAO's relevant bodies, as requested, performance information related to, inter alia, any material instances of and programme responses to country-level double-claiming; the nature of, and any changes to, the number, scale, and/or scope of host country attestations; any relevant changes to related programme measures.</p>
<p>実績に関する制度による報告： 制度は、ICAO の関連機関に対し、要求に応じて、特に、国レベルの二重申告の重要な事例とプログラムへの対応、受入国認証の数、規模及び／又は範囲の性質及び変更、関連する制度措置の関連する変更に関連する実績情報を報告する用意があること。</p>
<p>Reconciliation of double-claimed mitigation: The programme should have procedures in place for the programme, or proponents of the activities it supports, to compensate for, replace, or otherwise reconcile double-claimed mitigation associated with units used under the CORSIA which the host country's national accounting focal point or designee otherwise attested to its intention to not double-claim.</p>
<p>二重請求された緩和の調整： 二重請求された緩和の調整：制度またはプロジェクト提案者が、CORSIA の下で使用され、ホスト国の国家会計担当者または指名された者が二重請求しない意思を証明したユニットに関連する、二重請求された緩和を補償、交換、またはその他の方法で調整するための手順を備えるべきである。</p>

(8) Carbon offset credits must represent emissions reductions, avoidance, or carbon sequestration from projects that do no net harm

- Supplementary Information for Assessment of Emissions Unit Programmes

Offset projects should not violate local, State/provincial, national or international regulations or obligations. Offset programmes should show how they comply with social and environmental safeguards and should publicly disclose which institutions, processes, and procedures are used to implement, monitor, and enforce safeguards to identify, assess and manage environmental and social risks.

プロジェクトは、地方、州・県、国または国際的な規制や義務に違反すべきではない。制度は、社会・環境セーフガードをどのように遵守しているかを示すべきであり、環境・社会リスクを特定、評価、管理するためのセーフガードを実施、監視、実施するために、どのような制度、プロセス、手続きが用いられているかを公表しなければならない。

3. CORSIA 適格を取得したカーボン・クレジットに関する調査・分析

本章では、すでにパイロットフェーズにおける CORSIA 適格を取得したカーボン・クレジット制度について、第 2 章で調査・分析した要求事項への対応状況を制度毎に整理した。調査・分析対象のカーボン・クレジット制度を表 3-1 に示す。対象となるカーボン・クレジット制度は既に CORSIA 適格を取得したカーボン・クレジット制度から、主要なボランタリーカーボン・クレジット制度（2 制度）、及び国が制度を運営するという点が J-クレジット制度に近いカーボン・クレジット制度（2 制度）を選定した。また、2023 年に申請を行ったカーボン・クレジット制度から、国が制度を運営するという点が J-クレジット制度に近いカーボン・クレジット制度（2 制度）を追加的に選定した。

表 3-1 調査・分析対象のカーボン・クレジット制度

制度名	概要
Verified Carbon Standard (VCS)	米国の NPO である Verra が運営する世界最大のボランタリークレジット制度。2005 年に発足し、本部はワシントン D.C. に所在。95 カ国以上で 2,000 以上のプロジェクトを実施している。
Gold Standard	2003 年に WWF (世界自然保護基金) 等の国際的な環境 NGO が設立したボランタリークレジット制度。本部はスイス。90 カ国以上で 2,000 以上のプロジェクトを実施している。
China GHG Voluntary Emission Reduction Program	中国政府が主導するクレジット制度。中国国内の排出削減・吸収活動から生じた削減量を、中国認証排出削減量 (CCER : China Certified Emission Reduction) としてクレジットする。CCER は中国の排出量取引制度の遵守にも活用可能。
二国間クレジット制度(Joint Crediting Mechanism (JCM))	二国間クレジット制度(Joint Crediting Mechanism (JCM))は、日本国が運営するクレジット制度である。日本国外の主に発展途上国における緩和行動を対象としている。
Premium Thailand Voluntary Emission Reduction Program (Premium T-VER)	タイの第 3 者認証機関である TGO が運営し、タイ政府が関与するクレジット制度。TGO が国内取引向けに展開していた Standard T-VER に対し、2023 年に国際取引を想定した Premium T-VER を新たに構築し、プロジェクト登録を開始している。2023 年申請において「条件付き適格」となった。
The KCCI Carbon Standard (KCS)	韓国の商工会議所 (KCCI) が運営し、間接的に韓国政府が関与するクレジット制度。2023 年に KCCI 内に認証機関を設置し、プロジェクト登録を開始している。2023 年申請において、「評価不能 (not possible to assess)」となった。

それぞれのカーボン・クレジット制度における、相当調整の対応状況について以下に整理する。

3.1 Verified Carbon Standard (VCS)

VCSは、米国のNPOであるVerraが運営する、世界最大のボランタリークレジット制度である。2005年に発足し、本部はワシントンD.C.に所在している。世界95ヵ国以上で2,000以上のプロジェクトが実施され、2022年におけるクレジット発行量は約2億トン³であった。

相当調整に関する手続き要件については、Verraが発行した「Article 6 Label Guidance⁴」という文書に定められている。プロジェクト実施者は、プロジェクト登録後いつでもLoAをレジストリにアップロードし、ホスト国から相当調整を行う意志が示されたクレジットであることを示す「Article 6 authorized」タグ付けを申請することができる。Verraは、相当調整のためのLoAのテンプレートも提供している。VerraはLoAの内容を確認後、「Article 6 authorized」タグ付けを行う。2024年2月末時点で、「Article 6 authorized」タグが付いたクレジットが、累計約241万トン発行されている（ホスト国はルワンダ）⁵。なお、「相当調整実施済」といったタグは2024年2月時点では存在しない。

LoAを発行したホスト国は、VCSのレジストリにおける相当調整クレジットの公開情報を確認し、クレジットが初めて国際移転された際に、UNFCCCに相当調整の実施を報告する義務がある。Verraは、各国のUNFCCCへの報告状況を監視し、その情報を公開する。パリ協定6条に基づく申請から2年以内に相当調整が実施されなかった場合、Verraは関係者にその旨を通知し、当該タグ付けを削除する。また、相当調整済クレジットは無効化された際は、Verraはその旨を口座保有者に通知し、相当調整のリマインドを行う。

³ World Bank: State and Trends of Carbon Pricing 2023 (2023)

<https://openknowledge.worldbank.org/entities/publication/58f2a409-9bb7-4ec6-899d-be47835c838f>

⁴ Verra: Article 6 Label Guidance (2023)

<https://verra.org/wp-content/uploads/2023/08/Article-6-Label-Guidance-Documents-v1.0-updated-4-Oct-2023.pdf>

⁵ Verra: Verified Carbon Standard (2024年3月閲覧)

<https://registry.verra.org/app/search/VCS/All%20Projects>

3.2 Gold Standard

Gold Standard は、2003 年に WWF（世界自然保護基金）等の国際的な環境 NGO が設立したボランティアクレジット制度であり、本部はスイスのジュネーブに位置する。90 カ国以上で 2,000 超のプロジェクトを実施しており、上述の VCS に続き、2022 年のボランティアクレジットの発行量は世界第 2 位となっている。

相当調整に関する手続き要件については、Gold Standard 規程の「GHG EMISSIONS REDUCTION & SEQUESTRATION PRODUCT REQUIREMENTS」⁶に定められている。手続きの全体像は下図の通り。各主体の主な実施事項は下表の通り。なお Gold Standard も、相当調整のための LoA のテンプレートを提供している。

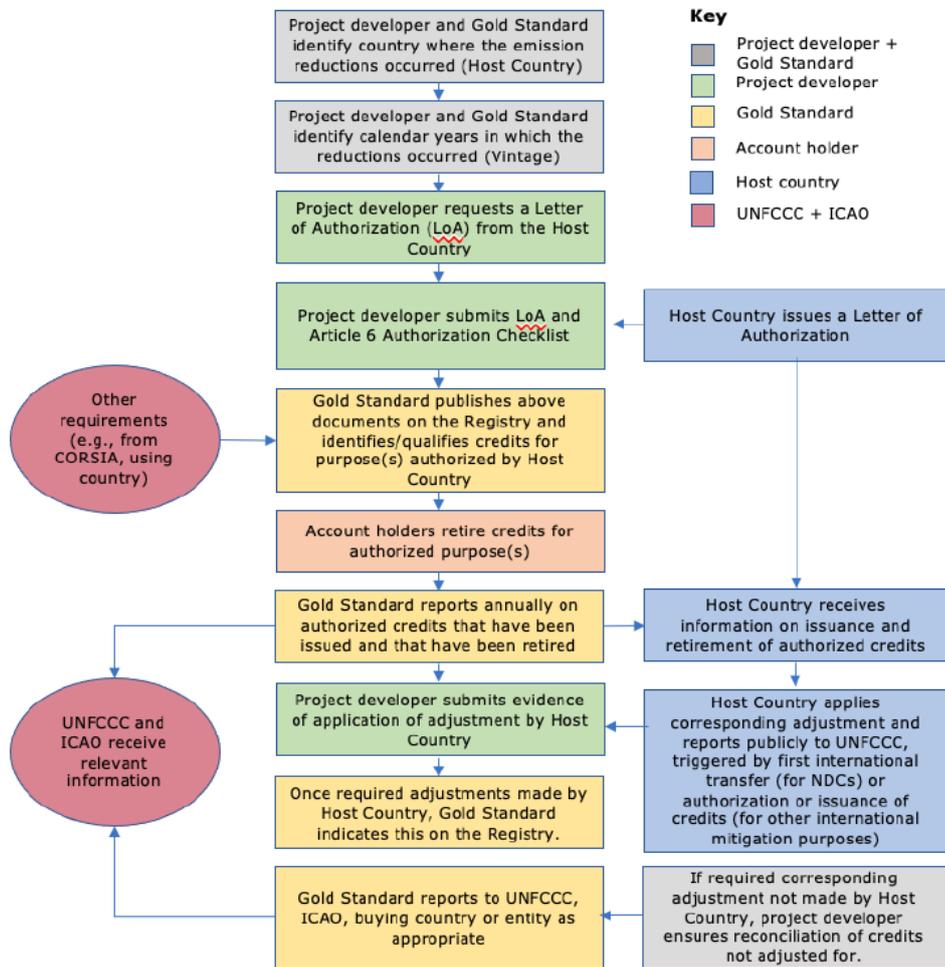


Figure 1 - Overview of required steps and respective responsibilities

図 3.2-1 Gold Standard における相当調整手続きの全体像
 (出所) <https://globalgoals.goldstandard.org/501-pr-ghg-emissions-reductions-sequestration/>

⁶ Gold Standard: GHG EMISSIONS REDUCTION & SEQUESTRATION PRODUCT REQUIREMENTS (2022)
https://globalgoals.goldstandard.org/standards/501_V2.1_PR_GHG-Emissions-Reductions-Sequestration.pdf

表 3-2 Gold Standard における相当調整に係る各主体の実施事項

主体	実施事項
プロジェクト実施者	<ul style="list-style-type: none"> • ホスト国から認可書を取得。 • 認可書とチェックリストを制度管理者に提出。 • 認可書の失効等重大な変更があった際に制度管理者に通知。 • ホスト国による相当調整の結果を制度管理者に報告（ホスト国が行っても良い）。
制度管理者	<ul style="list-style-type: none"> • プロジェクト実施者から受領した許可書、チェックリストを登録簿で公開。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 当該クレジットについて相当調整済であることを登録簿情報にも反映。 • ホスト国が適切に相当調整を行った証拠の要求。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 適切な処理がなされなかった場合においては、今後の相当調整の実施計画を提出させる、不整合を是正する分量のクレジット無効化をプロジェクト実施者に対して求める、等の追加的な措置を採る。 • ホスト国に対して、ITMOS としての仕様が認められたクレジットに関する情報を年次で報告。

Gold Standard も、VCS と同様に、レジストリ上で「Article 6 authorization」タグを付したクレジットを発行している。2024 年 2 月末時点の情報では、ルワンダにおけるプロジェクトのクレジットが累計約 5 万トン、マラウイにおけるプロジェクトのクレジットが累計約 153 万トン⁷となっている。なお、相当調整済クレジットを示す「Corresponding Adjustment」タグも準備されているが、2024 年 2 月時点では、タグが付いたクレジットは発行されていない。

⁷ Gold Standard: IMPACT REGISTRY(2024 年 3 月閲覧)

<https://registry.goldstandard.org/credit-blocks/issuances?q=&page=1>

3.3 China GHG Voluntary Emission Reduction Program

本制度は、中国政府が主導する制度であり、中国国内の排出削減・吸収活動から生じた削減量を、中国認証排出削減量（CCER：China Certified Emission Reduction）としてクレジット化する。2015年よりプロジェクト登録が開始されたが、取引量が少なく、各プロジェクトの監査の標準化がされていないという理由で、2017年よりプロジェクト登録が停止されていた。5年以上、新規プロジェクトの登録が行われなかったが、2023年10月に新たな行政措置及び4つの適格方法論が発表され、新規プロジェクトの登録が再開された。（2017年までに登録されていたプロジェクトは、新行政措置に従い再登録が必要となった。）

相当調整の対応状況について、当局から発表された政策文書は見当たらなかった。アジア開発銀行が2022年9月に発表した報告書⁸においても、中国がパリ協定6条にどのように関わるかは明らかにされていないと言及されている。当報告書においては、今後の中国政府による相当調整対応について、以下の3つの方向性が考えられるとしている。①パリ協定6.2条に参加せず、CCER削減分は自国のNDC達成に活用。②パリ協定6.2条に参加するが、ホスト国として積極的に活用せず、プロジェクト開発者や海外の購入希望国による相当調整の活用申請を受けた場合に、審査の上、活用を認可する。③パリ協定6.2条に参加し、ホスト国として積極的に活用し、政府の条件を満たすCCERをITMOs（国際的に移転される緩和の成果）の対象に指定し、政府が購入希望国との売買契約を主導する。

2024年2月時点において、本制度は、相当調整が必須となる第1フェーズのCORSIA適格を申請していない。また、プロジェクトの新規登録が再開されたばかりであり、相当調整の対応の前に整備すべき点が多くあると考えられ、当面は積極的な相当調整対応を行わない可能性が高いと考えられる。

⁸ Asian Development Bank: Gansu Environmentally Sustainable Rural Vitalization and Development Project: Report and Recommendation of the President TECHNICAL REVIEW: ROLE OF CARBON MARKET IN GANSU RURAL DEVELOPMENT” (2022) <https://www.adb.org/sites/default/files/linked-documents/53077-001-ld-04.pdf>

3.4 二国間クレジット制度(Joint Crediting Mechanism (JCM))

二国間クレジット制度(Joint Crediting Mechanism (JCM))⁹は、日本国が運営するクレジット制度である。日本国内の緩和行動を対象とする J-クレジット制度に対して、日本国外の主に発展途上国における緩和行動を対象としている。日本国からパートナー国に対して、優れた脱炭素技術等、製品、システム、サービス、インフラの普及や緩和活動の実施を支援し、その緩和行動による GHG の排出削減量を、両国代表者からなる合同委員会が承認することで JCM クレジットが発行されるスキームである。また、JCM は地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）において、以下のとおり位置づけられている。「途上国等への優れた脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国の NDC の達成に活用するため、JCM を構築・実施していく。これにより、官民連携で 2030 年度までの累積で、1 億 t-CO₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量の確保を目標とする。」2024 年 3 月時点でパートナー国は 29 か国である。

相当調整の対応状況としては、パリ協定の議論を見据え、2021 年 3 月に JCM 実施要綱・約款改定案を公表。2021 年 11 月の COP26 の合意及び改定案公表時のパブリックコメントを踏まえ、JCM 実施要綱・約款を改定した。相当調整に関わる改定箇所は以下の通り。

条項	記載内容
第 5 条 JCM クレジットの用途	JCM クレジットは以下の①～④の用途に無効化・取消しできる。 ① 温対法に基づく SHK 制度における調整後温室効果ガス排出量の調整（無効化） ② ①を除く、無効化することによるカーボン・オフセット及びその他への活用（無効化） ③ 国際的な排出削減制度における活用（取消し） ④ ③を除く、取消しすることによるカーボン・オフセット及びその他への活用（取消し） 2021 年 1 月 1 日以降に登録されたプロジェクトから発行された JCM クレジットについて、①、②の用途で無効化された量を、日本の NDC 達成に活用することができる。
第 6 条 パリ協定に基づく締約国による承認	第 5 条①～③の用途に活用されたクレジットを日本国政府、パートナー政府はパリ協定及び関連する決定文書に従い、パリ協定締約国としての承認を行う。
第 7 条 相当調整	第 6 条にて承認され、日本国 NDC 達成に活用されたクレジットについて、相当調整を行う。具体的には、パリ協定及び関連する決定文書に従い、別に定める手続き*により、パリ協定締約国として NDC の対象となる温室効果ガス排出量から差し引く相当調整を行う。また、日本国政府は、前条第 1 項の承認を行った JCM クレジットについて、パートナー国政府がパリ協定及び関連する決定文書に従い、パリ協定締約国として NDC の対象となる温室効果ガス排出量に加える相当調整を行うことを求める。
第 3 章 第 8 条から第 12 条	JCM 実施担当府省と登録簿担当省を明確に区別。第 12 条情報公開において、国際的な排出削減制度における活用（恐らく CORSIA を企

⁹ 環境省：JCM（二国間クレジット制度）について（2024 年 3 月閲覧）

<https://www.env.go.jp/earth/jcm/>

	<p>図されているものと推察)が認められた JCM クレジットについては、以下の情報を公開することを定めている。①活用先制度の名称、②活用が認められた JCM クレジットの総量及び当該 JCM クレジットの識別番号③当該目的のために取消しされた JCM クレジット量及び当該 JCM クレジットの識別番号、④JCM クレジットの取消日、⑤代理で活用された場合、実際の活用先。</p> <p>その他の項目においては、運用自体には大きな変化はない。</p>
第 20 条	<p>クレジットの発行にあたり、国際的な排出削減制度の実施主体により当該制度における 活用が認められた JCM クレジットについては、当該 JCM クレジットを特定できる情報を記録する。</p>
(約款) 第 2 条 JCM クレジット の二重計上及び二重使用の禁止	<p>JCM クレジットは、要綱第 5 条で定める①～④いずれかの用途に用いた場合は、同用途以外に活用してはならない。</p>

*二国間クレジット制度 (JCM) に係る相当調整の手続き¹⁰ (2022 年 4 月 7 日)

日本国としての対応のポイントは以下の 2 点。

- 2021 年から 2029 年の各年については、毎年国連に提出する値から、当該年の相当調整される JCM クレジット総量について 2021 年から当該年までの経過年数で除した年平均の値を差し引くことで、暫定的に日本としての相当調整を行う。
- 2030 年については、毎年国連に提出する値から、当該年の相当調整される JCM クレジット総量について NDC 実施期間年数である 10 で除した年平均の値を差し引くことで、日本としての相当調整を行う。

¹⁰ JCM 推進・活用会議：二国間クレジット制度 (JCM) に係る相当調整の手続き (2022)
<https://www.env.go.jp/content/900518834.pdf>

3.5 Premium T-VER

Premium-T VER (Premium Thailand Voluntary Emission Reduction Program)は、タイの第3者認証機関である TGO (Thailand Greenhouse Gas Management Organization)が運営するクレジット制度である。タイの NDC への貢献を目的の一つとしており、タイ政府の政策を反映した運営が行われている。TGO が国内取引向けに展開していた Standard T-VER に対し、2023 年に国際取引を想定した Premium T-VER を新たに構築し、プロジェクト登録を開始している。

相当調整の対応状況について、当局から発表されたガイドライン¹¹などの資料には記述が見当たらなかった。一方で、2022 年 3 月に、タイ政府の気候変動政策国家委員会 (NCCC) において、“Carbon Credit Management Guideline and Mechanism (CCMGM)”¹²が採択されており、Premium-T VER のウェブサイトにおいても、国際的な相当調整に関してはこのガイドラインに沿って運用することが明記されている。CCMGM で定められたガイドラインは下表のとおりである。

表 3-3 CCMGM の条項および記載内容

条項	記載内容
12 条 炭素クレジット発行の許可証 (LoA: Letter of Authorization)	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト開発者は国際取引の詳細を政府事務局に提出する プロジェクト事務局は、10 条 (プロジェクト種別)、11 条 (国際取引の条件) を遵守し、調査委員会が内閣への提出を承認する 政府事務局は、“国際的な利用目的のための炭素クレジット”の許可証を発行し、大臣が承認する
13 条 プロジェクト開発の手続き	<ul style="list-style-type: none"> クレジットの登録システムの口座にプロジェクトを登録する 外部機関が、プロジェクトを評価し、レポート (Monitoring report) を提供する 温室効果ガス管理機関 (TGO など) が炭素クレジットの量を認証する
14 条 UNFCCC への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 政府事務局は、パリ協定に基づく予備報告 (初期報告) を作成し、UNFCCC 事務総長に提供する
15 条 国際的な炭素クレジットの移転	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト開発者は、温室効果ガス管理機関 (TGO など) の規則に沿って、クレジット登録システムを通じ、クレジットの移管の要求を提出する 要求に応じ、温室効果ガス管理機関 (TGO など) の規則に準拠するクレジットの移管を記録する 温室効果ガス管理機関 (TGO など) はパリ協定で定められた書式に沿って、国際目的の炭素クレジットの年間の移管を記録し、翌年 1 月末までに政府事務局へ Annual Information として報告する 政府事務局は、パリ協定で定められた方法により 2 重計上を

¹¹ TGO: General Guidelines for Premium T-VER(2023)

<https://ghgreduction.tgo.or.th/en/premium-t-ver-download/171-premium-t-ver-download-rules-and-regulations/3697-guidelines.html>

¹² NCCC : Carbon Credit Management Guideline and Mechanism(2022)

<https://climate.onep.go.th/wp-content/uploads/2023/01/20220525-carbon-credit-2-1.pdf>

	避け、相当調整(Corresponding Adjustment)を実施して口座を更新する
16条 記録および使用	<ul style="list-style-type: none"> 許可されたプログラムは 12 条の手続きで記録され、クレジット登録システムに移され、許可された目的に限定して、国際的な利用が認められる

また、T-VER 登録システムにおけるシリアルナンバー付与の構成は、下図の通りである。T-VER では、Standard T-VER と Premium T-VER で共有の登録システム¹³を有している。各クレジットの Identifier には、ホスト国の選択や Standard T-VER と Premium T-VER の選択が設けられている。この中で、パリ協定 6 条のメカニズムに従うクレジットを創出する場合、Premium T-VER を選択することを要求している。また、利用目的の選択肢には”authorized for CORSIA”が用意されており、CORSIA での利用を想定した登録システムを先行して構築している。なお、利用目的の選択肢において、NDC への利用と CORSIA への利用とを区別する仕組みになっており、これは 2 重主張の防止策の一つであると考えられる。

5.5 Unique Serial Number Configuration
The unique serial number configuration of the Thailand Carbon Credit Registry System is identified as below.

Identifier	Description	Code Type	Description/Example
Originating Registry and Host Country	Identification of the originating registry and the host country	Alpha-2 and Numeric-1	TH1
Program ID	The program or cooperative approach ID	Alpha-3	VER: General voluntary program BCH: Bilateral cooperation with Switzerland JCM: Joint Crediting Mechanism
Project ID	Unique ID of each project assigned by TGO	Alpha-1 and Numeric-4	S: Standard T-VER <u>P: Premium T-VER</u> J: Joint Crediting Mechanism 0001 – 9999
Batch number	Identification of the issuance record	Numeric	1 – 999
Vintage Year	Calendar year in which the underlying mitigation occurred	Numeric-4	20XX
Serial number	Start and last serial number of credits issued in a block	Numeric	1 – 999,999,999,999
Authorized Use	Authorization status of units	Numeric-1	0: non-authorized 1: authorized for NDC <u>2: authorized for CORSIA</u> 3: authorized for NDC and OIMP
Additional Certification Code (Label)	Any additional certification associated with the units, such as a biodiversity label (if developed in the future)	Numeric-1	0 – 9

Example: TH1-VER-P0345-51-2021-15234567-15987654-2-0

ホスト国を選択

6条メカニズムに従う場合；
“Premium T-VER”を選択

CORSIAで活用する場合；
“authorized for CORSIA”
を選択

図 3.5-1 T-VER 登録システムにおけるシリアルナンバー付与の構成
(出所) User Guide of the Thailand Carbon Credit Registry (<https://registry.tgo.or.th/en/document>)

¹³ TGO: User Guide of the Thailand Carbon Credit Registry(2023 年 7 月閲覧)
<https://registry.tgo.or.th/en/document>

3.6 The KCCI Carbon Standard (KCS)

The KCCI Carbon Standard (KCS)は、韓国の商工会議所（KCCI）が運営するクレジット制度であり、2023年にKCCI内に認証機関を設置し、プロジェクト登録を開始している。2022年9月に、韓国政府が主導する協議会“International Reduction Council (IRC)”が設立され、2023年1月にIRCがITMOs (Internationally Transferred Mitigation Outcomes)の国際取引に関するガイドライン¹⁴を発表している。KCSはこのガイドラインに沿って運用することを目的に設置されたクレジット制度であると考えられる。IRCのガイドラインでは下表の内容が記載された。

表 3-4 IRC のガイドラインの記載内容（抜粋）

項目	記載内容
ITMOs の承認	<ul style="list-style-type: none"> 国際的な GHG 削減事業の承認を受ける者は、事業計画書などを部門別管轄機関に提出し、IRC の審議を経て、承認を受ける（提出は電子的な手法で実施する）
ITMOs の取得・登録	<ul style="list-style-type: none"> ITMOs の実績を得た者は、国際削減登録簿を通じて部門別管轄機関に取得を申告する 部門別管轄機関は、国際削減登録簿を通じて実績を登録する なお、国際削減登録を管轄する部署は、2023年に環境省内に設置する予定である
ITMOs の国内外移転	<ul style="list-style-type: none"> ITMOs を国内に初めて移転する場合は部門別管轄機関に、申告する ITMOs を国外に移転する場合、または最初ではない国内移転の場合は、環境省長官に申告する IRC の審議を得て、移転が承認される
国内温室効果ガス削減の活用	<ul style="list-style-type: none"> 環境省長官は、ITMOs のうち、政府保有口座に移転された分を、国連へ提出する国家温室効果ガス削減目標の達成に活用することができる 国家温室効果ガス削減目標のために使用された ITMOs は、政府保有口座から処分口座に移管され（処分され）、環境省長官は履歴管理を行う

KSC では、プロジェクト管理要綱¹⁵の中の第 32 条として、CORISIA 関連の特例に関する規定が記述を設けている。第 32 条の 1 の記述内容は下記の通りである。KSC の特徴的な取組みとして、2重使用された場合の対策として、予め、Buffer 口座への振り替えを実施している点が挙げられる。

第 32 条（CORISIA 認証結果発行の特例について）

1. 本要求事項の規定にかかわらず、CORISIA システムで使用する認証結果の発行については、以下の特例が適用される。

¹⁴ IRC: ITMOs に関するガイドライン（2023年7月閲覧）

<https://www.2050cnc.go.kr/base/board/read?boardManagementNo=43&boardNo=1215&searchCategory=&page=1&searchType=&searchWord=&menuLevel=2&menuNo=73>

¹⁵ KSC: Project Management Requirements（2023年7月閲覧）

https://www.centero.kr/GHGProgram/KCS_Program_KeyDocuments

①認証削減量を CORSIA システムに使用しようとするプロジェクト事業者は、当該認証削減量が航空会社の CORSIA 実施、国家の NDC 達成、その他のプロジェクト等に二重使用されないことを公に保証する書面を、当該認証結果の発生国（以下「ホスト国」）からプロジェクト登録申請前に提出するものとする。

②事業者は、第 1 項の規定により提出された書類について、ホスト国の関連政策に変更があった場合、又は当該事業に対する保証に変更があった場合には、直ちに KCCI 炭素削減認証センターへ通知するものとする。

③KCCI 炭素削減認証センターは、第 1 号により登録されたプロジェクトの発行口座で発行されたプロジェクト認証結果を区分し、プロジェクト実施のリスクを考慮してその一部を CORSIA Buffer 口座に振り替え、振替額を除いた額についてプロジェクト推進者の保有する口座に認証削減量を発行する。

④KCCI 炭素削減認証センターは、KCS の削減実績認定基準が第 1 項に基づいて登録申請されたプロジェクトのホスト国が保証する削減実績認定基準に適合しているかを審査し、認証された削減量が二重使用されないよう管理する。ただし、第 1 項の認証削減量が二重使用等により取り消された場合、KCCI カーボン削減認証センターは、取り消された認証削減量に相当する認証削減量を CORSIA Buffer 口座に補償するものとする。

⑤事業者の責に帰すべき事由により第 4 項の認証削減量が取り消された場合、KCCI 炭素削減認証センターは、取り消された認証削減量に対応する認証削減量を事業者の口座から直ちに回収するものとする。事業者の口座の認証実績が回収額に達しない場合、事業者は不足分を直ちに調達し、調達が遅れた場合は経過日数に応じて累積された一定の比率を支払うものとする。

⑥KCCI 炭素削減認証センターは、第 1 項～第 5 項の進捗状況を記録・保存し、CORSIA 関連団体から要求があった場合、関連記録を提出する。

4. J-クレジット制度の 2022 年申請に関する調査・分析

4.1 TAB による評価

RECOMMENDATIONS ON CORSIA ELIGIBLE EMISSIONS UNITS¹⁶にて、2022 年申請に対する TAB による評価が提示されている。内容を以下に整理する。

「TAB は、J-クレジット制度に関する適格性の決定は現時点では行わないことを推奨する。TAB は、J-クレジット制度が2021年1月1日以前に発生した排出ユニットについては、2022年に実施され TAB によって評価された J-クレジット制度の手続き、基準、関連するガバナンスの取り決めは、EUC の内容と部分的に一致していると判断した。

TAB は以下の要件については CORSIA の基準内容と整合していることを確認した。

Legal nature and transfer of units; Transparency and public participation provisions; Validation and verification procedures; Clear and transparent chain of custody; Clear methodologies and protocols, and their development process; Offset credit issuance and retirement procedures; and Permanence

TAB は以下の要件については、CORSIA の基準内容と部分的にしか整合しないことを確認した。

Program governance; Safeguards system; Sustainable development criteria; Do no net harm; Identification and tracking; Carbon offset credit must be quantified, monitored, reported, and verified; Additionality; Realistic and credible baselines; Leakage; Avoidance of double counting, issuance and claiming; and Are only counted once towards a mitigation obligation

TAB は、J-クレジット制度が CORSIA 適格性要件のすべてに適合する手順が整っていると確信した時点で、TAB の評価プロセスに再度参加することを奨励したい。TAB は、プログラムの手順が変更され、プログラムが将来の公募に合わせてそのような情報を TAB に提供した時点で、プログラムを再度評価する。」

¹⁶ TAB: RECOMMENDATIONS ON CORSIA ELIGIBLE EMISSIONS UNITS The following is an excerpt from the TAB Report of September 2022 (2022)
https://www.icao.int/environmental-protection/CORSIA/Documents/TAB/TAB%202022/TAB%20recommendations_September%202022/TAB%20Recommendations_En.pdf

4.2 2022 年申請の評価

TAB による評価では、CORSIA の基準内容と部分的にしか整合しない要件の提示に留まり、なぜその要件を満たせなかったのかについては言及されていない。そこで、2 章並びに 3 章を踏まえて 2022 年申請の分析を行った。表 4-1 にて分析結果を整理する。特に次回申請において、制度文書の改定等で対処すべき内容については**太字**としている。

表 4-1 2022 年申請の評価

<p>Additionality (追加性)</p>	<p>J-クレジット制度は、(i) 方法論レベルで、および (ii) プログラムレベルで運営委員会によって確立された一般原則を通じて、追加性が一貫した方法でどのように確保されているかを証明すべきである。透明性のある情報及びプロセスは、委員会による方法論、一般原則及び決定の精査を可能にすべきである。</p> <p>具体的には、投資回収年数 3 年の追加性アプローチが保守的であると考えられるかどうかは疑問である。同様に、トップランナー基準をベースラインとするアプローチは、そのプロジェクトがなぜ追加的と主張できるかを判断できる理由を考慮する必要があります。TAB は、追加性アプローチの要件が何であるか、また、方法論だけでなく、プログラムレベルでどのように確保されるかを理解できるようにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 追加性評価に関する説明を更改し、上記の点を明確にする。 ● 第三者審査機関が (i) 方法論的、そして最終的には (ii) 制度レベルで追加性を評価しているかどうか、またどのように評価しているかを明確にする。 ● 関連するガイドラインや方法論を英語に翻訳する。 ● 運営委員会の決定を確実に遵守するための制度特有の追加性要件及び手順を確立又は改善する。 ● プロジェクトがより保守的な要件に準拠する必要がある場合は、より保守的な CORSIA の要件を踏まえた制度文書の改定を実施する。 ● オプション:方法論をプロジェクト計画書の一部とし、検証の対象とすることを検討する。現在公表されている方法論は、標準的な要求事項ではなく、運営委員会による推奨事項の地位を有する。
----------------------------	--

<p>Realistic and credible baseline (現実的で算定可能なベースライン)</p>	<p>J-クレジット制度は、(i) 方法論レベルで、かつ (ii) 制度レベルで運営委員会によって確立された制度文書を通じて、一貫した方法で、通常業務を超えた保守的なベースラインがどのように確立されているかを示すべきである。ベースラインが保守的であることを示すため、ベースラインがどのように決定されるかという一貫したプロセスを明確にすべきである。透明性のある情報及びプロセスは、運営委員会による方法論、制度文書の精査を可能にすべきである。</p> <p>具体的には、現行及び新規の日本国の政策がベースライン設定においてどのように考慮されているかを説明すべきである。</p> <p>関連して、ベースラインが認証対象期間内にいつ、どのように改訂されるかを明確にすべきである。特に電力の排出係数等の市場に基づくベースラインは固定しないことが強く推奨されるが、安全性を確保するためにどういったベースラインを採用する必要があるかどうかを定期的に評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ベースラインの設定に関する説明を更改し、上記の点を明確にする。 ● <u>第三者審査機関が (i) 方法論的に、そして最終的には (ii) 制度レベルでベースラインを評価しているかどうか、またどのように評価しているかを明確にする。</u> ● <u>関連するガイドラインや方法論を英語に翻訳する。</u> ● 運営委員会の決定を確実に遵守するための制度特有のベースライン策定要件及び手順を確立又は改善する。 ● 更新が必要かどうかを判断するために、いつ、どのようにベースラインを再評価するかを明確にする。それぞれの規定を盛り込むことを検討する。 ● 制度文書の修正を検討し、プロジェクトがより保守的な要件に準拠する必要がある場合は、より保守的な CORSIA の要件を踏まえた制度文書の改定を実施する。 ● オプション:方法論をプロジェクト設計文書の一部とし、検証の対象とすることを検討する。現在公表されている方法論は、標準的な要求事項ではなく、運営委員会による推奨事項の地位を有する
<p>Offset Credit Issuance and Retirement Procedures (クレジットの発行と無効化の手続き) Only counted once towards a mitigation obligation (緩和義務に対し1回のみ計数されること)</p>	<p>TAB は、J-クレジットが CORSIA の義務に基づいて航空会社によってそれぞれ使用された時点で取り消されることが明確に示せることを重視している。したがって、規制を課す当局、購入者及び販売者にとって同様に、証拠書類によって取消の確実な決定を可能にすることが重要である。PDF 形式の無効化通知書は改竄のリスクがあるため、この目的にはあまり適していない。そのため、制度 HP に、CORSIA 目的に活用されたクレジットに関する関連情報の英訳と無効化通知書を公表すると共に無効化されたクレジットをリストアップ、公表するページを追加することを推奨する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 航空会社が J-クレジットを使用する際のプロセスを明確化すべき。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 制度HPに、CORSlA 目的に活用されたクレジットの関連情報とともに無効化通知書を表示するページを追加する。 ● クレジット保有者がクレジットを無効化する方法と、どのような無効化通知書を受け取るかについて、プロセスを示す。
Programme Governance (制度のガバナンス)	<ul style="list-style-type: none"> ● 制度文書を参照する形で明確に証明するように申請書を改善すべき。
Only counted once towards a mitigation obligation (緩和義務に対し1回のみ計数されること)	<p>相当調整の文脈で、J-クレジット制度と監督省庁、日本国政府間の認可の関係が十分に明確にされていない。日本国が国連報告書の中で輸出されたクレジットをどのように検討しているかについては、制度的な設定や手続きを含め、別途規定を参照すべきだろう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>CORSlA 目的に活用することが可能なユニットの認可、(ii) パリ協定に整合する形で、CORSlA 目的に活用されたクレジットを日本国の所管との連携することを明確にすること及び (iii) J-クレジットが First-Transfer (日本国外への移転) 時に適用される相当調整のプロセスと責任を説明する。</u> ● 日本国から過剰に排出削減価値が流出することを避けるために、野心的なプロジェクトに範囲を限定することを検討する。
Only counted once towards a mitigation obligation (緩和義務に対し1回のみ計数されること)	<p>地域版 J-クレジット制度や類似制度の文脈において、J-クレジット制度と地域版制度、類似制度の連携には、曖昧さや二重請求のリスクがある。各制度の連携をより明確にし、どのようにして二重発行と二重使用を回避できるかを説明する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● J-クレジット制度と地域版 J-クレジット制度との間で、プロジェクトが2回登録されないことを保証する制度文書を説明する。
Programme Governance (制度のガバナンス)	<p>制度の寿命 (longevity) の文脈において、制度が 2030 年以降も長期にわたり存続する可能性が高い日本の気候変動規制の要素であることを立証すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>J-クレジット制度が日本の政策の重要な部分であり、国内の様々なスキームに対応するために 2030 年以降 (2037 年まで) 存続する可能性が高いことを説明する。</u> ● J-クレジット制度が終了される際の手続きを説明する。
Carbon offset credits must be quantified, monitored, reported, and verified (クレジットは定量化・記録・報告・検証されなければならないこと)	<p>保守性の文脈において、妥当性確認及び検証は、プロジェクト計画書の前提条件及びパラメータの決定における保守性を確保しなければならないが、どのような要素が審査の対象となるのか、どのように審査が保守性を確保するのかが十分に明確にされていない。再申請にあたっては、J-クレジット制度において、何が審査の対象となるか、特に方法論やガイドラインが審査の対象となるかの情報を提供しなければならない。J-クレジット制度特有の要項が ISO を補完することが推奨される。方法論の開発がどの程度第三者審査機関の検証の対象となるか、または対象とならないかを説明すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● どの項目が検証の対象となるかの説明。 ● ISO フレームワークと照らし合わせてどのように整合しているかを

	示すべき。
Validation and Verification procedures (妥当性確認と検証のプロセス)	<p>審査機関がどのように管理され、どのような制度文書により、どのような基準に基づいて受理されるかを説明しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● J-クレジット制度における ISO の役割を説明する。 ● <u>どの機関が審査機関を監督しているのか、また、どのような基準に基づいて審査機関が受け入れられているのかといった一連のプロセスを説明する。</u>
Safeguards System (セーフガードの仕組み) Sustainable Development Criteria (持続可能な開発に係る基準)	<p>TAB は、社会的、環境的リスクに対するセーフガードと持続可能な開発の促進を求めている。J-クレジット制度は、社会的、環境的リスクから保護し、持続可能な開発を促進するために、日本の法律ですでに確立された規制要件に大きく依存しています。そのため、J-クレジット制度はあらゆる場合においてプロジェクトの法令遵守を求めている。ただし、法令遵守だけではカバーできない特定のリスクが存在する可能性がある。そのようなリスクは、方法論レベルで決定されるべきであり、プロジェクトレベルでは、そのようなリスクが適用されないことが証明されるべきである。また、社会的、環境的リスクの判定は日本国政府の権限であり、J-クレジット制度はそれぞれの規定を遵守しなければならない。併せて、方法論レベルでの要件が確立されるべきである。</p> <p>運営委員会において、法的遵守のみで保障措置を確保するのに十分であることを方法論レベルでどのように確保しているか、また、純粋な法的遵守を超えた特定のリスクが方法論においてどのように考慮されているかを説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>日本国の法律が、法遵守のために満たすべき持続可能な開発の基準をどのように規定しているかを説明する。</u> ● <u>プロジェクトレベルで環境的、社会的リスクを発見するためにステークホルダーとどのように協議しているかを説明する。</u> ● J-クレジット制度が持続可能な開発基準を持つプロジェクトの遵守をどのように監視しているか、また、これがどの程度検証の対象となっているかを説明する。
Identification and Tracking (クレジットの識別と追跡)	<p>登録簿のセキュリティの文脈において、申請書中で参照しているデータセキュリティ文書は具体的でなく、また文書は英語では入手できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 登録簿がどのように、不正行為や盗難から保護されているかを説明する。 ● 他登録簿とのデータ交換標準を説明する。他登録簿がない場合は、他登録簿と交換する必要がない理由を説明する。 ● セキュリティ・コンプライアンスの定期的な評価がどのように行われ、どのような期間で行われるかを説明する。

<p>Identification and Tracking (クレジットの識別と追跡)</p>	<p>CORSIA に準拠するためには、J-クレジットのシリアル番号が必要です。これは、あるJ-クレジットに紐づけられるプロジェクトおよびビンテージ年を明確に追跡するためです。クレジット認証番号からビンテージ年とプロジェクトを取得することは可能であることはできた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>現在のシリアル番号と認証番号からビンテージ年を取得する方法を説明する。</u> ● <u>UNFCCC の下で策定された国際基準に沿ってシリアル番号の構造を改訂することを検討する。これにより、シリアル番号からプロジェクトを明確に検索できるようにし、データ交換の一貫性を確保することができる。</u>
<p>Identification and Tracking (クレジットの識別と追跡)</p>	<p>J-クレジット制度が他制度と相互にリンクしているという事実は、プロジェクト登録の明確さと、それに対応する二重計上と二重請求のリスクを引き起こす。申請にあたっては、この連携がどのように機能しているのか、なぜ二重登録のリスクがないのか、J-クレジット制度がどのようにして二重登録を事実上不可能にしているのかについて、よりよく説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● J-クレジット制度と他のスキームとの連携を説明する。 ● 二重登録を回避する方法について、それぞれの規則を参照して説明する。
<p>全体を通じて</p>	<p>J-クレジット制度に関する情報の一部は日本語でのみ利用可能です。そのため日本語を読めない者は、J-クレジット制度の審査も参加も難しい状況である。また、英語版がある場合でも、制度文書が最新でないことがある。方法論を含む関連する内容を英語に翻訳し、日本語原文とバージョン番号の表示とともに提示することを推奨する。</p>

5. CORSIA 適格取得に必要な J-クレジット制度の改善案の提示

2022 年に行った最初の申請に対して CORSIA 技術助言機関（Technical Advisory Body: TAB）から「改善が必要」とされた分野（下表右列）のうち、緑色マーカーの 5 分野については 2023 年 3 月に提出した再申請書において説明をブラッシュアップすることで対応したので、残る黄色マーカーの 4 分野については第 30 回 J-クレジット制度運営委員会（2023 年 4 月）で、橙マーカーの 2 分野は第 31 回運営委員会（2023 年 6 月）で、それぞれ制度文書を改定することを提案した。

<CORSIAの基準内容と整合している分野> J-Credit demonstrated technical consistency with the contents of...	<CORSIAの基準内容と部分的にしか整合していない分野> J-Credit demonstrated technical consistency with some, but not all , contents of...
排出削減・吸収単位の法的性質と移転 Legal nature and transfer of units	制度のガバナンス Program governance
透明性と市民参加に係る規定 Transparency and public participation provisions	セーフガードの仕組み Safeguards system
妥当性確認と検証の手続き Validation and verification procedures	持続可能な開発に係る基準 Sustainable development criteria
明確で透明性のある証拠保全 Clear and transparent chain of custody	正味での無害性 Do no net harm
明確な方法論と規定およびそれらの策定過程 Clear methodologies and protocols, and their development process	クレジットの識別と追跡 Identification and tracking
クレジットの発行と無効化の手続き Offset credit issuance and retirement procedures	クレジットは定量化・記録・報告・検証されなければならないこと Carbon offset credits must be quantified, monitored, reported, and verified
永続性 Permanence	追加性 Additionality
	現実的で信頼性のあるベースライン Realistic and credible baselines
	リーケージ Leakage
	二重認証・発行・主張の回避 Avoidance of double counting, issuance and claiming
	緩和義務に対し 1 回のみ計数されること Are only counted once towards a mitigation obligation

「改善が必要」とされた分野における具体的な要改善内容と提案した対応内容は、下表の通りである。以下、分野ごとに詳述する。

CORSIA基準と整合不十分な分野	対応が必要な内容（TABや専門家の指摘に拠る）	対応内容
制度のガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> 国家公務員倫理法の対象外となる委員に係る利益相反規制を強化すべき。 制度が、過去少なくとも2年間、および今後数十年にわたり管理・運用されることを示すべき。 	第30回運営委で制度文書を改定（委員に対する利益相反規制を強化） 再申請書で、2050年カーボンニュートラル目標を見据えた地球温暖化対策計画においても必要な制度とされていることを説明
セーフガードの仕組み	<ul style="list-style-type: none"> 環境リスクおよび社会リスクに対してセーフガードを設けるべき。 	第30回運営委で制度文書を改定（環境社会配慮をプロジェクト要件化）
持続可能な開発に係る基準	<ul style="list-style-type: none"> 国の持続可能性課題の達成に貢献するための持続可能性基準を公開すべき。 	
正味での無害性	<ul style="list-style-type: none"> いかにして環境・社会セーフガードに従い環境・社会リスクを特定・評価・管理するのかを公開すべき。 	
クレジットの識別と追跡	<ul style="list-style-type: none"> 1単位のクレジット毎に創出地、創出分野、創出年、創出源プロジェクト登録日を特定できるようにすべき。 	登録簿システム利用規程を英訳済み
クレジットは定量化・記録・報告・検証されなければならないこと	<ul style="list-style-type: none"> 活動を再登録する際にはベースラインの再評価を求める手続きを定めるべき。 	再申請書で、従前の説明をブラッシュアップして再提示
追加性	<ul style="list-style-type: none"> ポジティブリストについて、追加性を自動認定する明確な根拠、公開されている保守的な基準が在るべき。 	ポジティブリストおよびそれを定める方法論策定規程の英訳版を公開済み
現実的で信頼性のあるベースライン	<ul style="list-style-type: none"> 排出削減・吸収量を過大評価しないようなベースライン設定方法が確立されているべき。 	再申請書で、従前の説明をブラッシュアップして再提示
リーケージ	<ul style="list-style-type: none"> リーケージ（付随的排出量）のモニタリングを要求し、またそれを支援する手続きを設けるべき。 	再申請書で、従前の説明をブラッシュアップして再提示
二重認証・発行・主張の回避	<ul style="list-style-type: none"> クレジットがCORSIAで使われた場合に二重主張を排除するための手続きを整備すべき。 	第31回運営委で制度文書を改定（相当調整に係る規定を整備）
緩和義務に対し 1 回のみ計数されること		

5.1 制度のガバナンス

「制度のガバナンス」に関して CORSIA 基準は、制度運営関係者 (programme staff, board members, and management) の利益相反を防ぐ政策と確固たる手続きが在ることを求めている。

J-クレジットの制度運営関係者のうち、制度管理者 (担当省庁) の国家公務員については、国家公務員倫理法による規制がある。他方、運営・認証委員については、実施要綱の「2.4 委員会の運営」に「議事内容について特別の利害関係を有する委員は…議決に加わることができない」との規定があるが、それを担保する具体的な手続きまで盛り込むべく、下記の通り加筆 (太字下線部) することを提案した。下記の③とは「委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる」という規定、⑥とは「委員会の審議については記録を行い、審議の概要を公開する」という規定である。

議事内容について特別の利害関係を有する委員は、③の議決に加わることができないこととし、各委員会の冒頭に委員長から各委員に対し、議事内容についての特別の利害関係の有無を確認する。なお、当該確認の結果は⑥の記録に含める。

5.2 セーフガードの仕組み

「セーフガードの仕組み」に関して CORSIA 基準は、環境リスクおよび社会リスクに対してセーフガードが在ることを求めている。

J-クレジット制度では、制度利用に係る約款 (プロジェクト実施者向け) の第3条 (制度利用に当たっての合意事項) が、「プロジェクトの実施に関連する各種法令等を遵守すること」を定めている。約款 (プロジェクト実施者向け) は、実施要綱において「プロジェクト実施者が遵守すべき文書」の一つとされ、約款の遵守は、実施要綱と実施規程 (プロジェクト実施者向け) が「プロジェクトが満たすべき要件」の一つとして「その他制度の定める事項に合致していること」を挙げていることにより担保されている形である。

一般的な法令遵守にとどまらず環境リスクと社会リスクへの配慮を特出しして言及し、それを (「その他事項」ではなく) 独立した「プロジェクトが満たすべき要件」とするべく、「環境社会配慮を行い持続可能性を確保すること」を実施要綱、実施規程 (プロジェクト実施者向け) および各方法論 (適用条件) に追加することを提案した。

実施規程 (プロジェクト実施者向け) においては、「環境社会配慮を行い持続可能性を確保すること」の説明として、下記の記述を提案した。

プロジェクト実施者は、プロジェクト実施による人間の健康と安全、自然環境、社会への影響を回避または最小化し、受け入れることができないような影響をもたらすことがないよう、環境社会配慮を行い持続可能性を確保しなければならない。そのため、各種の関連する法令等を遵守し、また合理的な範囲内でできるだけ幅広く利害関係者と協議を実施しなければならない。

この記述は、国際協力機構 (JICA) の環境社会配慮ガイドライン (2022年1月) の下記文言を参考にしたものである (太字下線部が主な引用部分)。

- 「環境社会配慮」とは、人間の健康と安全、自然環境、社会への影響を配慮することをいう。

- …プロジェクトが環境や地域社会に与える影響を回避または最小化し、受け入れることができないような影響をもたらすことがないよう、相手国等による適切な環境社会配慮の確保の支援と確認を行う。
- …環境社会配慮の実施及び適切な合意形成に資するため、合理的な範囲内でできるだけ幅広く…ステークホルダーとの協議を…行う…。

加えて実施規程では、法令遵守を誓約する文書をプロジェクト計画書に添付、利害関係者との協議を実施したことをプロジェクト計画書に記載することも定めるよう提案した。

CORSIA 再申請の対象とした省エネルギー (EN-S)、再生可能エネルギー (EN-R)、森林 (FO) 分野の各方法論においても、方法論適用条件に「環境社会配慮を行い持続可能性を確保すること」を追加し、＜適用条件の説明＞で遵守する各種関連法令等を個別具体的に例示することを提案した。方法論 EN-S-001「ボイラーの導入」の＜適用条件の説明＞において提案した該当部分は、以下の通り。

環境社会配慮を行い持続可能性を確保するため遵守しなければならない法令としては、下記等が想定される。他にも環境影響評価法をはじめ関連する法令等があるかを確認し、それらを遵守し、必要な評価又は許認可取得等を行うこと。

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
- ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
- ・ダイオキシン類対策特別措置法
- ・環境基本法
- ・大気汚染防止法
- ・水質汚濁防止法
- ・土壌汚染対策法
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・景観法
- ・労働安全衛生法
- ・消防法
- ・建築基準法
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律

5.3 持続可能な開発に係る基準

「持続可能な開発に係る基準」に関して CORSIA 基準は、持続可能な開発に係る基準 (sustainable development criteria) を制度が設けていることを求めている。

従前の J-クレジット制度は、制度利用に係る約款 (プロジェクト実施者向け) の第 3 条 (制度利用に当たっての合意事項)「プロジェクトの実施に関連する各種法令等を遵守すること」を超える基準は特に設けていなかった。環境社会配慮を行い、環境リスクや社会リスクを回避・最小化することによって、持続可能性が確保されるという考え方から、前述の通り実施要綱等に「環境社会配慮を行い持続可能性を確保すること」というプロジェクト要件を加えることで、持続可能な開発に係る基準も設けたこととするよう提案した。

5.4 正味での無害性

「正味での無害性」に関して CORSIA 基準は、いかにして環境・社会セーフガードに従い環境・社会リスクを特定・評価・管理するのかを示すことを求めている。

上述の通り、従前の J-クレジット制度では、制度利用に係る約款 (プロジェクト実施者向け) の第 3 条 (制度利用に当たっての合意事項) が、「プロジェクトの実施に関連する各種法令等を遵守すること」を定めている。前述の通り実施要綱等に「環境社会配慮を行い持続可能性を確保す

ること」というプロジェクト要件を加えることで、正味での無害性の確保についても規定したことをとするよう提案した。

5.5 二重認証・発行・主張の回避など（相当調整について）

「二重認証・発行・主張の回避」及び「緩和義務に対し1回のみ計数されること」は、すなわち CORSIA で使われたクレジットが由来した排出削減・吸収が二重主張されないことを求めるものである。

CORSIA すなわち国際航空の場合（＝日本国外）で、日本国内の排出削減・吸収活動に由来する J-クレジットがオフセットに使われると、その環境価値が国外へ持ち出されて無効化されたことになるので、そのクレジット分の排出削減・吸収を日本は主張できなくなり、その分だけ日本の排出量を上乘せ（吸収量を引き下げ）する「相当調整」が必要となる。

相当調整そのものを行うのは「国が決定する貢献」（NDC）を所管する日本政府であるので、J-クレジット制度としては、実施要綱において、先ず「J-クレジットの用途」として「国際民間航空のためのカーボン・オフセット及び削減スキーム（CORSIA）におけるオフセット（CORSIA 適格と認められた J-クレジットに限られる）」を追加し、その上で「CORSIA におけるオフセットに係る特別手続き」として下記の規定を新設することを提案した。

- 制度管理者は、CORSIA におけるオフセットのための使用に係る適格性を日本国政府が予備的に承認した（CORSIA 適格と認められる） J-クレジットを指定し、その情報を公開する。
- CORSIA におけるオフセットのために J-クレジットを無効化する者は、当該クレジットが CORSIA 適格と認められていることを公開情報に基づき確認の上、その数量、属性、無効化用途及びオフセット対象期間に係る情報を添えて、制度管理者に対し無効化を申請する。
- 制度管理者は、上記申請のあった J-クレジットが CORSIA 適格と認められること等を確認の上、無効化を承認する。申請の内容に不備があった場合は、申請を差し戻す。
- 制度管理者は、日本政府に対し、承認した無効化の数量を報告し、当該 J-クレジットが CORSIA におけるオフセットのために使用されることを最終的に承認する文書の発出を求める。
- 制度管理者は、上記文書を確認の上、申請のあった J-クレジットの無効化が実施され、CORSIA におけるオフセットのための使用が承認され有効となったことを、無効化の申請者に対し通知する。

実施要項への追加を提案した上記「CORSIA におけるオフセットに係る特別手続き」は、下記の考察に基づき設計されたものである。

1. CORSIA におけるオフセットに係る日本政府からの承認は、(A)特定の J-クレジットがオフセットに使用できることについての「予備的な承認」と、(B)それらの J-クレジットがオフセットに使用されることについての「最終的な承認」（＝その使用に対して相当調整を行うという約束）、という2段階で得る形にすべき。
2. CORSIA におけるオフセットに使用できる J-クレジットを予め指定する段階でも、日本政

府からの承認（CORSIA が求める ”attestation from the host country” =上記(A)の「予備承認」）が必要。

3. 日本政府による相当調整は、一定期間内の ITMOs（国際的に移転される緩和成果）について纏めて後日に行われると想定されるので、CORSIA におけるオフセットのための個々の無効化に対しては、その度に相当調整を求めるのではなく、代わりに上記(B)の「最終承認」を求めることが適当。
4. CORSIA 無効化の承認・実施（CORSIA 無効化は制度管理者の承認が必要）と、それに対する日本政府の「最終承認」について、無効化申請者（航空会社）に通知することも規定すべき。

5.6 その他

以上の「改善が必要」とされた分野のほか、2023 年 3 月に提出した再申請書について TAB より、「実際には行われている妥当性確認／検証報告書の公開の公式ルール化」の見通しに係る質問があった。J-クレジット制度ウェブサイトでは妥当性確認報告書および検証報告書も公開されているが、これらを公開すべしとする規定は存在しなかったため、プロジェクト計画書、モニタリング報告書と共に公開することを、実施要項の該当箇所において定めることを提案した。

6. CORSIA 申請に向けた対応

本章では 2023 年申請における、CORSIA Technical Advisory Body (TAB)からの質問及びオンラインディスカッションへの対応について整理する。

なお、CORSIA への申請にあたっては、ICAO とカーボン・クレジット制度間のやり取りを公表すること控える旨取り交わしているため、本章については非公開とする。

7. J-クレジット制度の 2023 年申請に関する調査・分析

7.1 TAB による評価

RECOMMENDATIONS ON CORSIA ELIGIBLE EMISSIONS UNITS¹⁷にて、2023 年申請に対する TAB による評価が提示されている。内容を以下に整理する。

「TAB は、J-クレジットに関する適格性の決定は現時点では行わないことを推奨する。TAB は、2023 年に実施され TAB によって評価された J-クレジットの手続き、基準、関連するガバナンスの取り決めは、2021 年 1 月 1 日以降に発生した緩和のためのプログラムの下で生成された排出単位について、EUC の内容と部分的に一致していると判断した。

TAB は以下の要件については CORSIA の基準内容と整合していることを確認した。

Legal nature and transfer of units; Transparency and public participation provisions; Offset credit issuance and retirement procedures; Validation and verification procedures; Clear and transparent chain of custody; Clear methodologies and protocols, and their development process; Scope considerations.

TAB は以下の要件については、CORSIA の基準内容と部分的にしか整合しないことを確認した。

Program governance; Safeguards system; Sustainable development criteria; Do no net harm; Identification and tracking; Carbon offset credits must be quantified, monitored, reported, and verified; Additionality; Permanence; Leakage; Avoidance of double counting, issuance and claiming and Only counted once towards a mitigation obligation.

TAB は同様に、J-クレジット制度が「カーボン・オフセット・クレジットは現実的で信頼できるベースラインに基づいていなければならない」という基準の、すべてではないが (*but not all*) ほとんどの内容と技術的一貫性を示していることを確認した。

TAB は、J-クレジットがその手順が安定した状態にあり、EUC のすべてを満たしていると確信した時点で、TAB の評価プロセスに再度参加することを奨励したい。TAB は、上記パラ 4.3.11.4 に記載された各基準に対応するプログラム手続きの変更が実施された時点で、プログラムを再度評価する。上記 4.3.11.4 に記載された各基準に対応するプログラム手続きの変更が実施され、プログラムが将来の申請募集に合わせてそのような情報を TAB に提供した時点で、TAB は再度評価を行う。」

¹⁷ TAB: TAB ASSESSMENT AND RECOMMENDATIONS ON APPLICATIONS AND PROCEDURAL UPDATES (2024)

<https://www.icao.int/environmental-protection/CORSIA/Documents/TAB/TAB2023/TAB%20Recommendations%202023/TAB%20recommenations.en.pdf>

7.2 2023 年申請の評価

TAB による評価では、CORISIA の基準内容と部分的にしか整合しない要件の提示に留まり、なぜその要件を満たせなかったのかについては言及されていない。そこで、2 章並びに 3 章を踏まえて 2023 年申請の分析を行った。表 7-1 にて分析結果を整理する。特に需要度が高いと思われる事項については**太字**で示している。

表 7-1 2023 年申請の評価

CORSIA 適格性要件における項目	評価結果
2.7.2 制度の寿命 (Longevity)	TAB は、航空会社が CORSIA に参加することによっていかなる損害も被ってはならないとしている。 J-クレジット制度上では、例えば J-クレジット制度が終了した時のクレジットの取扱い等が規定されておらず、TAB が求める要件を満たしていない。 <u>そのため、J-クレジットを保有する航空会社が当該クレジットを遵守のために利用できることを確保する規定又は航空会社が被った損害を補償(補償又は代替)する規定を実施要綱に追加する。この項目は、日本国政府が相当調整の承認を取り消した場合に関するものである。</u>
2.7 制度のガバナンス	利益相反の特定と開示を確保し、対立するメンバーがそれぞれの意思決定を控えるプロセスを実施要綱に規定する。
2.9, 2.10, 3.8 セーフガードシステム・持続可能な開発・Do not net harm	J-クレジット制度は申請において、持続可能な開発への貢献の保証と同様に、社会的・環境的セーフガードは日本国の基本的な規制によって提供されることと主張している。 しかし、CORISIA はすべての国を同じように扱わなければならない、日本国政府と同等の規制がなされていない国に対して求めるように、セーフガード要件と持続可能な開発要件を識別するガイドラインを確立する必要がある。 <u>そのため、J-クレジット制度は、事業による環境・社会への負の影響を防止するセーフガード制度と、事業に関連する持続可能な開発に関するガイドラインの策定を追加する。</u>
2.4. 特定と追跡	2022 年、2023 年評価を通じて、TAB は J-クレジット制度登録簿におけるシリアル番号、クレジット認証番号について理解することができたと思われる。しかしながら、相当調整においては J-クレジット制度登録簿内に閉じず、UNFCCC の登録簿との連携が必要になることが予想される。現時点で仕様は明らかになっておらず、入札説明書には 2024 年 9 月までと記載されている。具体的には、製造年と CORSIA 適格性をシリアル番号で示す必要があると考えられ、Gold Standard と Verra は対応済みである。 <u>シリアル番号の構造は、CORISIA の適格性とクレジットのビンテージ年を反映するシリアル番号を提供するために、適切な時期に改修される必要がある。</u>
3.2 保守的なベースライン	J-クレジット制度ではベースラインを設定するアプローチとして BaU (Business as Usual : 通常通り) のベースラインを採用している。TAB は、フェーズ 1 における J-クレジット制度の再申請に関連して、ベースラインを「BaU 以下」とする明確な解釈はないことを Clarifications of TABs

	<p>criteria interpretation で明らかにしたが、フェーズ 2 については、今後「BaU 以下」を要求する追加的な解釈が適用される可能性があることを明記している。</p> <p><u>CORSIA フェーズ 2 の再申請を視野に入れて、BaU 以下のベースラインを設定し、全てのプロジェクトに一貫して反映する必要がある。(このトピックに関する TAB のさらなるガイダンスが公開される予定) 方法論策定規程の見直し等、様々な種類の方法論の詳細な仕様とともに一般的な要件を定めた、一貫した制度文書の更新が行われるべきである。</u></p>
3.3.2 検証規定	<p>検証報告書を誰が、いつ、どこで発行するかを規定する実施要綱の更新を行う。</p>
3.3.4 a) ベースラインのリセット手順	<p>不整合の明らかな兆候はなく、ベースラインリセット手順が実施されている。</p> <p>*ベースラインのリセットとは、電力の排出係数のような毎年数値が変わるような係数について、一定のタイミングで見直すことを求めるものであり、J-クレジット制度では達成されている。(例えば、登録時点の電力排出係数を使用し続ける場合、システムの電力排出係数との乖離が過剰発行を生む可能性がある。)</p>
3.3.4 b) 検証間隔が長くなった場合のリセット	<p>前回の検証実施又はプロジェクト登録から間隔があいている場合、プロジェクトの重大な変化が早期に発見されず、当初のシナリオと異なるベースラインが適用されるリスクがある。これは排出削減量の過大評価につながるだろう。こういった排出削減量の過大評価のリスクを排除するために、検証の間の最大間隔を 1 年に制限するよう手順を更新すべきである。しかし、例えばプロジェクトの規模が小さいことや動的なベースラインなど、過大評価のリスクが小さい正当な場合には、適用除外を認めることができる。適用除外を認めるための基準と決定プロセスを更新に含めなければならないだろう。</p> <p><u>ベースラインのリセットが必要になる最大の検証間隔を制限すべきである。</u></p>
3.1 ポジティブリスト	<p>J-クレジット制度の制度文書にはポジティブリストの設定要件等が記載されておらず、ポジティブリストが適切であるかを TAB は判断することができない。</p> <p><u>ポジティブリストの設定について最低限の基準と透明性のある承認プロセスを通じて、保守性、決定の透明性、一貫性を確保するために、手順を更新する。また、直近の取組みとして、運営委員会におけるポジティブリストの設定についての資料を英語化しアップロードすることも一手であろう。</u></p>
3.5.4, 3.5.6 逆転、補償及び取替	<p>リーケージは森林以外のプロジェクトでも発生する可能性がある。典型的な例は、高 GHG 技術が低 GHG 技術に置き換えられ、高 GHG 技術がプロジェクト境界外で使用され続ける状況である。方法論を開発するためのガイダンスは、各方法論がリーケージのリスクを考慮することを要求するように更新され、また、既存の方法論は、将来のプロジェクト申請に反映する必要があるような規定で修正されることが推奨される。</p>

	<p><u>森林プロジェクト以外でも漏洩と逆転のためのバッファを増やし、適切な補償手続きを策定する必要がある。</u></p>
3.5.5.逆転	<p>J-クレジット制度では、制度の終わりについて明記されていない。CORSIA で活用されたクレジットにおいて重大な逆転が生じた場合、バッファによって対応することが考えられるが、この対応が CORSIA の現時点の終了年である 2037 年まで続くことを明記しなければならないだろう。また、森林プロジェクトの再申請を検討している場合、バッファの割合が 3% とされている妥当な理由がない点も懸念点として挙げられる。</p> <p><u>バッファによる対応期間を 2037 年まで延長</u></p>
3.6.2,3.6.2 リークエージの防止、監視	<p><u>J-クレジット制度では、森林プロジェクトについては、漏洩のリスクがないと主張されているため、TAB が日本の特定のケースについて漏洩防止規則の例外と判断できる理由を明確に示す必要がある。また、リークエージと逆転のためのバッファを増やし、適切な補償手続きを策定しなければならない。</u></p>
3.7.3 二重請求	<p>TAB は評価の中で、CORSIA の使用と日本の NDC 目標に対するそれらの会計との間のクレジットの二重計上のリスクに関して、多くの矛盾を提起した。TAB は、J-クレジット制度が以前に CORSIA 利用のために承認されたクレジットを承認したが、その後、それぞれの承認が日本によって UNFCCC に報告されていないか、日本によって取り消されていることが判明した場合に、これが発生することを明らかにした。このような場合、二重カウントが発生し、無効になった CORSIA ユニットの補償または交換によって調整する必要があります。</p> <p>これに関連して、CORSIA に輸出された承認クレジットと、日本が UNFCCC の定期報告および年 2 回の報告で報告した承認クレジットとのクロスチェックも、J-クレジットが行わなければならない。発見された場合には、航空会社が金銭又は代替クレジットで補償されることができ適切な手続を採用しなければならない。上記の検出及び照合のプロセスは、実施要綱において成文化されなければならない。</p> <p>今後の再申請にあたっては、TAB の基準解釈の明確化に追加される予定の、このトピックに関する今後の TAB ガイダンスを確認することをお勧めします。必要な手順は、CORSIA によって承認された他のプログラム、特に ACR によっても通知される可能性がある。また、手順は具体的でなければならない、アクター、タイミング、公開チャンネルを指定する必要があります。この文脈では、同じ課題に直面しているモンゴルに対して、JCM-モンゴルアプリケーションとの交換と連携を求めることが推奨される。</p> <p><u>TAB の説明文書に記載されているガイダンスを考慮して、CORSIA 適格プロジェクトをより具体的な言葉で承認および認可するための手順を更新する。</u></p>

<p>3.7.10 透明性のある通信</p>	<p>CORSIA の承認のための日本国政府による公的な承認文を要求するように規則を更新する。</p>
<p>3.7.11,12,13 国別報告と単位使用量の比較</p>	<p>CORSIA が承認したクレジットと日本の排出量報告書の整合性を確認する規程を制度文書に加える。また、承認後に承認が取り消されたクレジットについて金銭または交換ユニットで補償する手順を規定する。</p>

